

○午前10時開議

○議長（松澤利行君） ただいまから本日の会議を開きます。

○会議録署名人選定について

○議長（松澤利行君） 会議録署名議員をご指名申し上げます。

本 多 健 信 君

つ る 伸 一 郎 君

ご了承願います。

○日 程

○議長（松澤利行君） これより日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付の議事日程のとおりであります。

日程第1

一般質問

11月24日に引き続き一般質問を行います。

順次ご指名申し上げます。

たけうち忍君。

〔たけうち忍君登壇〕

○たけうち忍君 品川区議会公明党を代表して、一般質問を行います。

初めに防災対策について伺います。

昨年4月の熊本地震、12月の糸魚川市の大火災、ことしに入っても度重なる大型台風や先日のイランとイラクの国境での地震など、日本はもとより世界各地で災害が頻発する中、品川区では現在、地域防災計画の修正を行うなど、さらなる対策の強化を進めています。

質問の1点目は、災害時のスムーズな初動対応のための品川版「First Mission Box」の作成について伺います。

昨年公開された映画シンゴジラが、今月12日に早くも地上波に登場しました。私は、自宅で鑑賞しながら、ことしの9月1日、まさに防災の日に行われた防災セミナーでの講師の名古屋大学減災連携研究センター、センター長の福和教授の話が脳裏をよぎりました。

教授は気象庁の友人から同映画を勧められ、映画館に足を運んだそうですが、冒頭の約20分間の首相官邸や都庁でのやりとりが、あの3・11の原発事故を彷彿とさせ、まさに今の日本の危機管理対応の限界を露呈しているとのことでした。こうした国レベルの課題も含めて、地震等の災害発生時には、慌てることなくスムーズで適切な初動対応が求められます。

そんな中、長野県飯田市では平成26年12月、新庁舎の竣工に伴い、防災拠点として設置された危機管理センターの運用開始に伴い、災害時に駆けつけた職員誰もが適切な初動対応が図れるよう、職員向けの初動対応策として、First Mission Boxを作成しました。

作成に携わった飯田市危機管理室防災係の後藤係長にお話を伺ったところ、本人が上席研究員として所属している一般社団法人危機管理教育研究所代表の国崎信江氏のアドバイスのもと、飯田市立病院救急救命センターの危機管理マニュアルを参考に作成されたとのことでした。

A4サイズの書類が入る大きさで、深さのある同ボックスには、表紙も含むラミネート加工されたA

4サイズ14枚のカードと、ホワイトボードに記入するための黒、赤、青、3色のマーカーが各2本、筆記用のマジックペンや記録用の用紙等、最低限必要な事務用品が入っています。

そして、表紙の次のセカンドカードには「あなたが危機管理センター 一番乗りです。さすがですね。地震に出会ってもご無事でよかったです。あなたがこれからやることは、この箱の中にあるカードに書いてあります。それを順番にやるだけです。まずは、大きく「深呼吸」をしてください。冷静になってからミッションに移りましょう！ 慌てなくて大丈夫。すぐに人が来ます。あなたの他に人が来たら、その次のカードを渡してやってもらいましょう。では、Missionカードへ！」となっており、すぐにミッションに移らせるのではなく、心理的に落ち着かせる内容となっています。

3枚目からが、いよいよミッションカードとなっており、①明かりをつける、②モニターの電源を入れる、③自分が見た状況を記録など、12の具体的な行動内容と電源の場所などがわかりやすく、図面入りで示されており、発災時の慌ただしさの中でも落ち着いた対応がとれるよう、配慮された内容となっていました。

また同市では、度重なる北朝鮮のミサイル発射を踏まえて、ことし9月には、First Mission Box ミサイル編も作成したとのことでした。いずれも職員向けの書道対応として危機管理センター内に保管されているとのことでしたが、今後は避難所運営マニュアルのFirst Mission Boxの作成に取り組む予定とのことでした。

品川区では発災時に職員が適切な初動対応がとれるように、どのような取り組みをされているのか伺います。

また、飯田市を参考に災害時等の職員および避難所開設時の関係者の初動対応をスムーズに行うための品川版「First Mission Box」の作成を提案しますが、ご所見を伺います。

質問の2点目は、簡易型感震ブレーカーの設置支援についてです。

先日、NPO法人日本政策創造基盤の地震火災プロジェクトチームに所属する東京大学法学部3年生含む3名の学生から話を伺う機会がありました。

同NPOは学生自ら関心のある社会問題を調査し、政策の立案、提言、広報活動等、政策実現に向けた活動を実施しており、彼らが推進している地震火災プロジェクトは、首都直下地震の地震火災による被害を想定の半分以下に抑制することを目標に、出火原因の6割から7割とされる通電火災の防止に有効な感震ブレーカーの普及促進を図るため、簡易型の感震ブレーカー設置に対しての支援策を提案するとの内容です。

ちなみに中央防災会議での試算では、感震ブレーカーを設置することにより地震火災による被害は約5割減少すると言われています。

話の中で、品川区の2年分の助成額の合計とほぼ同じ、約1,600万円の予算で1万2,000台の簡易型感震ブレーカーを対象の木造住宅密集地域地区の全域に配布した神奈川県平塚市の事例や、23区では2,500台を配布した北区の事例などを通して説明を受け、なかなか進まない品川区の設置状況を改善したいとの真剣さが伝わってきました。

品川区は東京都の中でも、地震火災の被害が大きくなると予想され、都の想定では、品川区の全世帯約21万5,000世帯のうち約2万世帯が焼失すると言われています。

そこで、現在、品川区は、平成28年度から性能の安定性などを考慮して、分電盤タイプの感震ブレーカーに対して助成しており、簡易型については、今後研究していくとのことでしたが、助成実施後2年間の実績は320件の予算に対して、申請が196件で設置済みが108件にとどまっており、平成36年までに

助成対象になっている密集市街地約1万1,000戸の25%の2,750戸との設置目標に対して、厳しい現状となっています。

また、申請しても工事に時間がかかるなどの課題や、分電盤によっては工事ができないものもあり、助成に至らないケースもあると聞いています。一方、簡易型の中には、性能が著しく劣るため、安全性や性能へのリスクが指摘されるものもあるようですが、平塚市等で配布したブレーカーも含めて、2社の製品は政府指定の第三者機関である日本消防設備安全センターの推奨を受け、品川区でも防災用品として幅広く区民に対してあっせんしており、工事も不要なため、取りつけも比較的簡単にできます。

そこで、木造住宅等での火災の未然防止と被害の軽減に向けた感震ブレーカーの設置促進を図るため、分電盤タイプの設置助成と併用した簡易型感震ブレーカーの設置助成等の支援策を要望しますが、ご所見を伺います。

質問の3点目は、火災延焼防止のための連動型火災警報器の設置等について伺います。

昨年12月の糸魚川大火災は、40年前の酒田の大火以来とも言われる大規模な市街地火災となり、負傷者17名、焼失棟数は全焼120棟を含む147棟で、焼失面積は約4万平米と広範囲に広がるなど大きな被害をもたらしました。

品川区議会建設委員会は、去る10月31日、委員会視察で糸魚川市役所を訪れ、発災当初の状況や復興の現状等についてお話を伺いました。

その中で、延焼中の火災への消火活動の映像を見せていただいた際、あまりの炎の大きさに、なすすべもない火災延焼の恐ろしさを目の当たりにし、視察の冒頭に挨拶いただいた副議長が、とにかく火を出さないことを徹底して訴えていくことが重要と語られていたとおり、品川区の木密地域でも強風による飛び火などで、同様の状況が懸念される中、火災の未然防止や初期消火の重要性を改めて痛感しました。

復興に向けて取り組む糸魚川市では、大規模な区画整理事業などの抜本的な基盤整備によらない「修復型のまちづくり」を掲げ、丁寧な説明による合意形成を図るなど、どこまでも被災者に寄り添いながら復興に向けたまちづくりが進んでいることを伺い、被災現場を歩く中でもその思いを感じました。

そんな中、糸魚川大火災を教訓に総務省消防庁では、連動型火災警報器モデル事業を全国都道府県36地区で実施することとなり、糸魚川市でも今年11月から市内3地区でモデル実施がスタートしたとのことでした。

連動型火災警報器とは、既に市販もされていますが、ワイヤレスにて複数の警報器を接続し、火災が発生した部屋以外にも無線によって火災を知らせるシステムで、いといがわで火災が延焼した原因の1つに、火元の飲食店店主が不在となり、火災発生を早期に知ることができなかったことを踏まえて、飲食店等を含む隣接建物間で、相互に火災警報を伝達する新たな方式を検証することとなったそうです。

一方、神奈川県座間市では、希望する高齢者宅と避難補助協力者宅に、無線の連動型火災警報器を設置し、避難対策の強化を図るなどの取り組みを既に実施しており、京都市では緊急通報システムの利用者に対して、火災警報器と連動させる仕組みを構築するなどの活用がなされています。

そこで、今後のモデル実施の状況を注視しつつ、先進自治体の事例を踏まえて、より効果的な連動型火災警報器の活用を提案いたします。

ところで、住宅用火災警報器の設置義務化より、新築は平成26年10月、既存住宅は平成32年4月で10年となり、平成19年7月から実施し、現在は行われていないひとり暮らし高齢者宅への火災警報器の設置助成から、ことし7月で10年がたちました。

火災警報器はおおむね10年が交換時期の目安となっており、知らずに放置しておく、いざ火災が起きても、電池切れや部品の劣化等で作動しないケースが多く、守れる命を守れなくなることが懸念されます。そこで消防署などの関係機関と連携の上、徹底した周知啓発の実施を要望します。

また、ひとり暮らし高齢者等への対応について、先ほどの連動型火災警報器も含めて、以前実施していた設置助成の実施等、災害弱者への支援を強く求めますが、それぞれのご所見を伺います。

次に、高齢者の孤立死防止について伺います。

質問の1点目は、孤立死の現状に対する区の認識についてです。

高齢者社会の進展や少子化などによる家族構成の変化に伴うひとり暮らし高齢者の増加等により、誰にもみとられずに自宅で亡くなる、いわゆる孤立死が近年増加し、報道では一昨年、東京23区のいわゆる高齢者の孤立死が3,000名を超え、統計を取り始めた平成15年の2倍を超えたとのことでした。

一方、孤立死や孤独死の正式な定義が確立されていないことなどから、品川区では過去の議会答弁等をひもとくと、孤立死の件数を問う質問に対して、区に報告や連絡があるなど、区として把握している件数として、年間数件から十数件といった答弁となっています。

ところが、死因が不明な急性死や事故等で亡くなられた方の死因を明らかにするために、検案や解剖を行っている東京都福祉保険局の東京都監察医務院の統計では、品川区内の平成28年度の自宅死亡者は282名、そのうち65歳以上の高齢者が203名、ひとり暮らし高齢者は122名となっており、区が把握している実態との乖離が見られます。

同監察医務院では、孤立死防止の施策立案に役立つよう、こうしたデータを関係機関等に情報提供していると聞いていますが、品川区でのデータ等の認識と活用状況について伺います。また、データを踏まえた区内の孤立死の現状認識について伺います。

質問の2点目は、緊急通報システムの設置拡大についてです。

品川区では町会等と協働で、さまざまな高齢者の見守り事業等を実施し、孤立死防止に取り組んでおり、会派として提案し区内全域での展開を求めてきた支え愛ほっとステーション事業が、今年度から区内13地区全てで実施されたことは評価するとともに、大きく期待するところであります。特に生活リズムセンサー付きの緊急通報システムの設置は、孤立死防止の有効な施策として大きく拡大を図るべきと感じています。

私は平成25年の予算特別委員会で、緊急通報システムの利用状況について質問し、当年度の途中経過として9か月で44件の通報があり、そのうち21名が救急車により搬送され、亡くなられた方はいなかったとの答弁があり、結果的に同システムのおかげで多くの方が一命を取りとめたことに対して、その効果を感じたところでございます。

そこで改めて、これまでの緊急通報システムの利用状況と、システムの効果についての認識をお聞かせください。

また、同システムの助成対象はひとり暮らし高齢者と高齢者のみの世帯、さらに日中独居の高齢者となっており、少なくとも2万2,000名を超える方が対象となっておりますが、現在の設置状況は612名で、3%にも満たない状況です。

そこで、民生委員や支え愛ほっとステーション等の関係者にとどまらず、区民全体に幅広く周知啓発をするなど、緊急通報システムの設置拡大に向けてのご所見を伺います。ぜひとも一人でも多くの高齢者の命を守るよう、重ねて設置拡大を求めますが、あわせてご所見を伺います。

最後に、健康施策の充実について伺います。

質問の1点目は、品川版「健康マイレージ」の実施についてです。

品川区は、平成27年度に策定された、しながわ健康プラン21に基づき、区民の健康寿命の延伸等を図るため、さまざまな健康施策に取り組んでいます。そんな中、区民一人ひとりが「自らの健康は自分でつくる」との意識を持ち、日常的に健康の維持・増進に取り組むことが重要となります。

品川区議会では、そうした取り組みの先進事例を学ぶため、平成25年には北九州市を、平成27年には由布市を構成委員会の委員が訪問し、健康マイレージ事業について調査し、私も平成25年に厚生委員として北九州市を訪問し、同事業の必要性を認識する中、会派として、平成25年決算特別委員会、平成26年代表質問等で同事業の実施を求めてまいりました。

また、平成27年第4回定例会では、歩いた距離や消費カロリーの測定等が可能なスマートフォンのアプリの導入に合わせ、健康マイレージと同趣旨のヘルスケアポイントの導入を提案した際、当時の健康推進部長より「先行実施する自治体の動向を注視し、区民の主体的な健康づくりへの参加を支援する有効な施策の1つとして導入の検討をしてまいります」との前向きな答弁をいただき、28年の決算特別委員会では、さらに具体的な答弁を健康課長よりいただいております。

そこで改めて、健康づくりを率先して行う区民に対して、例えば商品券や施設利用券などを支給することで、これまで以上に自主的な健康づくりに取り組むためのインセンティブとなるよう、品川版「健康マイレージ」の実施を提案しますが、ご所見を伺います。

質問の2点目は、肝炎ウイルス検診の受診者増と陽性者のフォローアップ体制の拡充について伺います。

ウイルス性肝炎は国内最大の感染症と言われており、肝炎ウイルスに感染している人は、B型、C型合わせると約350万人に上ると推計されています。また、肝臓がんの原因の約90%はB型、C型のウイルス性肝炎由来で、感染時期が明確でないことや自覚症状がないことが多いため、適切な時期に治療を受ける機会がなく、本人が気づかないうちに肝硬変や肝がんへ移行する感染者が多く存在することが問題となっています。

B型肝炎は感染しキャリア化してしまうと、現在の医療では排除することができないため、ワクチンで予防することがとても大切です。そこで、品川区では平成26年度からワクチン接種費用の一部助成を実施し、平成28年10月から国においてキャリア化リスクの最も高いゼロ歳児を対象に、B型肝炎ワクチンを定期接種化するようになりました。

一方、C型肝炎に関しては予防ワクチンはありませんが、ここ数年で薬による治療効果が飛躍的に高くなっており、今では入院せずに飲み薬で治療が受けられるようになっています。また、80%以上の方が完全治癒できるとのことで、C型肝炎は直せる時代になってきたと言われてしています。

しかし、一方で国民の約半数が肝炎検査を未受診であったり、検査で陽性と判定された方の40%が治療に進んでいないという実態が今年の肝炎対策推進協議会の中で報告され、国も昨年6月に改正された「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」をもとに、検査体制と陽性者への受診促進の強化を推進しています。

私もおくれればせながら、今年20日に受診しましたが、品川区では以前より実施の肝炎ウイルス検診を、平成20年から年齢制限を撤廃し、平成26年10月より陽性者のフォローアップについても、個別に通知を発送するなど、早期に治療につなげるための取り組みを行っています。

しかし、平成28年度は、案内通知等を送付した陽性者35名のうち、フォローアップ事業に結びついた方は2名と少なく、残りの方は適切に医療に結びついたかどうかは不明で、このまま放置されれば、肝

硬変から肝臓がんへと重症化することが危惧されます。

こうした実態を受け、ことし9月に東京都福祉保健局から各区市町村に対して「肝炎ウイルス検査陽性者向けのリーフレットデータの提供について」との書類とともに、インパクトのあくリーフレットのデータが送られていると伺いましたが、内容についてお知らせください。

また、同リーフレットを今後の陽性者に対するフォローアップ事業の案内に同封するよう提案いたします。

さらに、C型肝炎については、同リーフレットに記載のとおり、医療の進歩により、入院せずに飲み薬での治療が可能となったことから、過去の陽性者に対しても可能な限り、郵送等による情報提供を行うよう求めます。

あわせて毎年3,000名前後で推移している肝炎ウイルス検診の受診者を増やすために、年1回送付されるがん検診の案内チラシの裏面に小さく掲載するだけの周知ではなく、先ほどのリーフレットを加工するなど、わかりやすくインパクトのある案内の送付や広報しながらホームページでの周知啓発も要望いたしますが、それぞれのご所見を伺います。

以上で私の質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、防災対策についてお答えを申し上げます。

初めに、区における初動対応の取り組みについてですが、休日・夜間など閉庁時においては、自然災害などの初動対応のため、危機管理宿直として管理職1名が常駐するとともに、気象状況の監視や初動対応のため、業務委託による災害監視員2名が災害対策本部の情報機器室で勤務しております。休日・夜間などの閉庁時に災害などが発生した場合には、こうした体制により情報収集、関連部署との連絡、本部立ち上げ等の初動対応ができるようになっております。

また、発災後登庁する全ての職員のため「災害初動対応マニュアル」を作成・配付しており、このマニュアルに沿った本部運営訓練を定期的実施するなど、一人ひとりの習熟度が上がるよう努めているところであります。

ご提案のFirst Mission Boxにつきましては、適切な初動対応のための有効な手段だと認識しております。区といたしましては、ご提案を参考にさせていただきながら、初動対応体制のさらなる充実に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、簡易型感震ブレーカーの設置支援についてですが、区では、震災時における動作の信頼性が高い分電盤タイプの感震ブレーカーの設置を推進し、平成28年度より設置助成をしているところであります。簡易型につきましては、分電盤タイプと比べ、感震性能が低いため、揺れに対して作動しなかったり、また瞬時に切断することから、屋内が真っ暗になるなど、逆に危険性が高まることが考えられます。これらのリスクに備えることを理解した上で使用を希望される方にはあっせんをしておりますが、区といたしましては、引き続き信頼性の高い分電盤タイプの感震ブレーカーの普及促進に努めてまいります。

次に、住宅用火災警報器の交換に関する周知についてですが、ご指摘のように、多くの住宅で交換時期となりますので、点検や交換について、消防署等の関係機関と連携し、区民の皆様へ周知してまいります。また、ひとり暮らし高齢者等に対する連動型火災警報器の設置助成などについては、総務省消防庁が実施するモデル事業や先進自治体の事例を注視しながら、消防署と連携しつつ、防火体制の充実に取り組んでまいります。

その他の質問につきましては、各担当部長よりお答えを申し上げます。

〔福祉部長永尾文子君登壇〕

○福祉部長（永尾文子君） 私からは、高齢者の孤立死に関するご質問にお答えいたします。

在宅において、死因が不明な急性死や事故死等を発見した場合は、家族や近隣の方等から警察に通報があり、東京都監察医務院により死因の確認が行われます。監察医務院の統計数値は、その全件数を示したものであり、これまでのご答弁で申し上げた区の数値は、そのうち高齢者福祉課や在宅介護支援センター等の職員が、安否確認の際に死亡を発見した件数となっております。

監察医務院から提供された情報等を踏まえ、区といたしましては、民生委員の訪問や町会・自治会による見守り活動への支援、緊急通報システムの設置など、さまざまな取り組みを通じて、孤立死の未然防止に努めているところです。

次に、緊急通報システムの通報状況ですが、平成27年度は35件の通報があり、29件が緊急搬送、死亡は1件、平成28年度は77件の通報があり、45件が緊急搬送、2件が死亡となっており、残念ながら全ての方を救うことはできませんでしたが、孤立死防止の抑止効果があったと考えております。

今後も必要とされる方には、支え愛・ほっとステーションや在宅介護支援センターを通じて紹介するとともにイベント等、さまざまな機会を活用して周知を図ってまいります。

〔健康推進部長西田みちよ君登壇〕

○健康推進部長（西田みちよ君） 私からは、健康施策の拡充についてお答えいたします。

まず、「健康マイレージ」は、健康のために歩いたり、スポーツ教室に参加したり、健康診査を受診するとポイントがたまり、景品との交換や抽選で賞品が当たるといった事業で、全国の約400自治体が実施しております。他自治体に参加した国の実証実験の結果によると、参加者の約7割は運動への無関心層や運動不十分層であったことや、医療費抑制効果があったと報告されております。こうしたインセンティブを付与することで健康づくりの動機づけをする手法は、区民の健康寿命の向上に寄与するものと考えており、平成30年度に向けて検討をしているところです。

議員ご提案の趣旨を十分踏まえ、よりよい制度を構築できるよう、先行自治体の取り組みなども参考にしながら、制度設計を進めてまいります。

次に、肝炎ウイルス検診につきましては、現在、区内の契約医療機関および品川・在原保健センターで通年実施しており、陽性者には精密検査の費用助成が受けられる東京都のフォローアップ事業のご案内をしております。

議員ご案内のリーフレットについては、厚生労働省の補助金研究事業により作成されたもので、C型肝炎は、入院せずに飲み薬だけで治療できることや、精密検査の重要性について、赤色を基調としたデザインで強く訴えているものです。今後、陽性者へのフォローアップ事業の通知を送る際に同封したいと考えております。

また、通知の時期につきましても、現在は陽性判定から約2か月後に郵送しておりますが、できるだけ速やかにご案内することで、フォローアップ事業に同意する方を増やしていきたいと考えております。

なお、過去の陽性者への情報提供につきましては、陽性判定から数年たっていることもあり、受け取った方が戸惑われるケースも考えられますので、実施は難しいという認識ですが、今後、陽性者が早期に精密検査を経て最新医療につながるような効果的な周知・啓発方法を探っていきたいと考えております。

最後に、肝炎ウイルス検診受診者を増やすための方策ですが、肝炎ウイルスを含む各種検診の受診率向上に向け、案内リーフレット等のデザインの見直しを行ってまいります。

○たけうち忍君 それぞれご答弁ありがとうございました。特に健康マイレージについては、来年に向けて検討されているということで、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

1点だけご質問させていただきますが、防災対策の火災警報器のところで、区長さんより答弁をいただきましたが、いわゆる10年たって切りかえ時期ということで、周知啓発をしっかりとやっていただけということなんです、私は質問の中で、前回やっていたひとり暮らし高齢者等について、所得制限があったかどうか、ちょっと今は把握していませんが、そういう方について、もう1回買いかえになるわけですから、助成についても検討されたらどうかというご質問をいたしましたので、それについての見解をお願ひしたいと思ひます。

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 住宅用の火災警報器の交換についての再質問でございます。

先ほども申し上げましたように、点検や交換について、ちょうど交換時期となりますので、しっかりと区民の皆様にも周知をしてまいりたいと思っております。その際に、ひとり暮らし高齢者等に対する連動型火災警報器の設置助成、これにつきましては、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、消防庁が実施をいたしますモデル事業、あるいは先進自治体の事例をしっかりと注視しながら、消防署と連携しつつ、こうしたことにつきましても検討しつつ、防火体制の充実に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（松澤利行君） 以上で、たけうち忍君の質問を終わります。

次に、渡辺裕一君。

〔渡辺裕一君登壇〕

○渡辺裕一君 私は品川区議会自民党・子ども未来を代表して、一般質問を行わせていただきます。

初めに、介護人材の確保について。「地域を支える福祉人材確保・育成・定着の緊急対策」、これは全国社会福祉協議会政策委員会の報告書からの引用を中心に要点整理をしております。

少子高齢化の進展により福祉ニーズ、需要が増大し、2020年を見据えた持続可能な社会保障制度改革の動きの中で、子ども、家庭、障害児・者、高齢者等の福祉制度の再構築がさらに進められていきます。

また、格差、貧困、虐待、DV、ホームレス、ニート、孤立死、自死などといった深刻な福祉課題、生活問題が噴出しています。さらに、核家族化や地域社会の関係性が希薄化し、相互扶助機能が弱まる中で、社会としてのセーフティネットの拡充が喫緊の課題となっています。

介護人材については、2025年までに約38万人の確保が必要と言われております。現在、中小企業、飲食業をはじめサービス業全般では、特に人材不足問題が厳しいと言われ、福祉人材の確保は、さらに厳しさを増していることを痛感いたします。将来の担い手たる若者や学生に「選ばれる福祉の職場」への転換を図るとともに、女性や高齢者等の潜在的な労働力の確保も必要です。

また、市町村社会福祉協議会では、介護保険事業、生活困窮者自立支援事業など、事業の拡大に対応するための福祉人材の確保が必要です。ここで言う人材とは、企画力やマネジメント力などの総合的な資質を有する職員や、多様で複雑な課題を抱える方々を支援するための相談援助等について、高い専門性を有する職員などの確保、育成が課題でもあり、その雇用条件、処遇改善が重要です。

福祉人材の確保、定着、育成の基本は、社会福祉法人、あるいは福祉施設等の組織自らの経営責任で行うべき取り組みではありますが、小規模事業者支援や地域力との連携など行政による調整や支援は不可欠です。

現場を支える体制は労働環境の改善、キャリアアップ等育成・定着支援、職員一人ひとりがその能力を最大限発揮できる働きやすい職場環境づくりを組織的に図ることが必要です。

「福祉の本質、価値」のもとに、仕事のイメージアップ、福祉の仕事のやりがい、魅力についての理解促進を、福祉人材のポジティブ3K「感謝、感動、感激」として社会全体に発信と呼びかけられるとのこと。私自身も初めて知るキャッチコピーですが、このような取り組みの積み重ねが大切かと思えます。

品川区の福祉施策は、社会福祉協議会との強力な連携、中でも介護福祉専門学校設置運営による人材確保やキャリアアップにおける確かな成果が上げられます。

まず、品川区における福祉人材の確保、育成と定着に向けたこれまでの成果をお知らせください。

今後、世代別や分野別に具体策をあわせて取り組むべきと考えます。まず、高校生、大学生等の就職というタイミングに結びつけること、次に、潜在的な福祉人材、離職者の再就職、定年退職者の再就職を促進する観点、最後に、医療、看護、リハビリテーション、心理士等関係専門職の人材確保に取り組む観点、それぞれの取り組みへの抱負とねらいをお知らせください。

次に、福祉の仕事のイメージアップ、やりがい、魅力の理解促進のPR活動の強化が必要と思えますが、現在の取り組みと今後への抱負をお知らせください。

また、学校(小中学生、高校生)の福祉教育に協力することを集中的に展開してはいかがでしょうか。中長期的な人材確保の視点から、福祉職場の理解促進を図るため、学習機会の拡充(小学校の職場見学、中学校の職場体験、高校のインターンシップ)等への協力を積極的に展開することなどです。

次に、質問は高齢者介護の目標について伺います。

品川区の介護保険事業や高齢者福祉施策の事業紹介では、高齢者介護の目標「できる限り住み慣れた我が家で暮らす」と記されています。同時に、高齢者介護の7原則と地域包括ケアシステム推進の7つの推進プロジェクトとして、具体的かつ順序立てて、わかりやすく事業展開がなされています。

それぞれの項目から注目すべき施策を伺ってまいります。大前提として、品川区の高齢者福祉への取り組みは高く評価されていること、各施策は最善を尽くされていると思えます。課題は当然ありますが、その大半は全国的な制度上のことや、介護報酬に関わることと思われ。現在のサービス提供が高く評価され、円滑に進んでいる要因として、他自治体に先駆けて総合事業への取り組みがモデル事業をはじめ、いち早く展開されたことによるノウハウの蓄積や地域の理解促進が大きいと思われ。

65歳以上の高齢者を支えるために、元気な方々、要支援、要介護の3区分によって各サービスが提供されてきました。当事者と家族の方々の意向、地域の皆さんの支える意欲や関心、そして行政や事業者の運営事情をあわせて考えると、高齢者介護の7原則に整理、集約されています。自立支援と家族への支援をはじめ、利用者本位、予防の重視、総合的、効率的なサービス提供、在宅生活の重視、制度の健全運営、地域の支え合いとなっています。

同様に、地域包括ケアの推進に向けた7つのプロジェクトでも考え方や施策が示され、7原則とあわせて効果的な仕組みがわかりやすく示されています。推進プロジェクトは、元気高齢者の支援をはじめ、地域との協働によるネットワークと環境整備、在宅生活を支えるサービス、在宅介護支援システム強化、認知症高齢者への支援充実、医療と介護の連携推進、入所・入居系施設の整備とサービス充実とまとめられております。

どの原則も項目も全て大切なことではありますが、予防の重視と元気高齢者の支援、在宅生活の重視ならびに在宅介護支援システムの強化、地域の支え合いの大きく3点として伺います。

まず、高齢者の8割以上の方々が元気な日常生活を送られており、その状態の継続が何よりの幸せと言われます。趣味や交流を含めた地域活動がわかりやすい取り組み事例ですが、実際にかかわりを持つ方々は少数かもしれません。同様に、仕事をする充実感や張り合いもよく聞くことです。体の健康と心の健康の維持を踏まえ、介護予防も大きくかかわりがありますが、望ましい支援とはどのような取り組みであるのか、事例紹介をあわせてお知らせください。また、その展開に数値目標などあるのでしょうか、お知らせください。

在宅生活を支える取り組みはさまざまなニーズがあるため、まず、予防や軽度の状態に対する施策を伺います。訪問型や通所型サービス実施において、利用者の満足度や苦情、それぞれをどのように情報収集され、サービスの向上につなげられているのかお知らせください。

多くの元気な高齢者の方々の健康増進や維持のためには、各自の意識や関心の向上が不可欠と思われます。高齢者に限りませんが、禁煙やダイエットなど、たくさんあるテーマから目標を絞って取り組めるきっかけづくりが大切であり、そのキャンペーンを啓発活動として展開したり、情報提供の必要性から同じく事業展開することが必要です。多くの方々の関心を引くためには、奇抜さやおもしろみもあるべきと考えますが、現在の展開、今後の展開での見解をお知らせください。

地域の支え合いは、町会を中心とした見守りへの理解と仕組みが整いつつありますが、高齢化社会での絶対的多数への対応は高いハードルであり続けています。

先日、民放のドキュメント情報番組において、大手コンビニエンスストアにおける人手不足解消の一例が紹介されていました。この店舗では、スタッフ採用の表示において、勤務時間は2時間からと明示し、通例は要相談となることを、ダイレクトに表示しているゆえに、応募者ならびに採用者が増えて安定しているとのことでした。番組では2時間勤務の様子が紹介され、高齢者世代の女性が二、三名で商品陳列などの勤務を済ませてお茶を飲む様子、また乳幼児連れや子育てする女性が二、三時間なら都合がつくゆえに勤務できている様子が紹介されていました。

経営サイドの都合だけでなく、働くサイドの事情を考慮した働き方がうまく機能している事例は、単に就労だけではなく、地域力であり、担い手を求める際の大きなヒントになるのではないのでしょうか。この事例も参考に、地域の福祉人材、担い手確保において、品川区の現状と取り組み、今後の抱負をお知らせください。

地域での福祉力への理解向上に、おたがいさま運動が展開されていますが、今後さらに知られ、かかわりが増えて、参加の輪が広がることが望ましいと思います。「おたがいさま」という言葉は優しさが詰まっている感じと、人ごとではない、人がつながるイメージを持って、とてもきれいな日本語でもあります。選定された標語「おたがいさま ところをつなぐ ありがとう」をはじめ、日常生活で使われる機会や目にすることが増えることが意味をなすのではと思います。用語と意味を知ってもらうこと、啓発活動、街なかでのいっそうの展開をすべきと思いますが、ご見解を伺います。

おたがいさま運動の取り組みやテーマは、小中学校での取り組みも大きな効果があるかと思います。私たちが、防災訓練などで車椅子乗車を初めて体験したときには、段差解消の必要性、手伝う際の相手への配慮を強く学べたことを鮮明に覚えています。ユニバーサルであったり、障害者スポーツ学習などで、さまざまな学ぶ場面やカリキュラムがあるかと思いますが、学校教育でのおたがいさま運動、その学習会などの効果と今後の展開やねらいをお知らせください。

次に、障害者スポーツ応援について。

東京2020年オリンピック・パラリンピック開催に向けた品川区の取り組み、中でも3競技応援の成果

として、障害者スポーツへの理解が急速に広がっていることが挙げられます。ブラインドサッカーは、日本協会との緊密な連携と信頼関係を築けている中で、国内公式戦や世界大会実施の運びまで進んでまいりました。

これまでの区主催行事には、大変多くの方々がかかわりを持ち、「すること、みること、支えること」によるさまざまな参加、そして学校教育をはじめとした「学ぶこと」が、まさしく実行と実現ができてきている代表的な事例展開です。

以前、ある講演会でブラインドサッカーやウィルチェアーラグビーなど、パラリンピックスポーツの中でも人気競技の役割は、運営組織やマネジメント力の強化を一競技にとどめずに、障害者スポーツ全般のリーダーである必要性を言われ、強く印象に残りました。

障害者スポーツを地域で展開する際にも同じことが考えられます。まずは2020年に向けたパラスポーツ、ブラインドサッカーを入りに、興味の幅を広げていけることが、効果的な応援につながるとおもいます。障害者スポーツ応援へ向けて、2020年への取り組み目標を3競技応援とあわせてお知らせください。

障害者スポーツ普及効果の1つとして、ルールや用具の工夫により、競技スポーツとは違った楽しみ方が生まれ、高齢者の健康づくりや運動の苦手な子どもたちへの参加促進などの効果が言われますが、障害者の方々の参加促進とあわせて、品川区での普及への取り組み効果、今後の発展に向けた目標などをお知らせください。

障害者スポーツに限りませんが、幼児期や小学校低学年などでの運動やスポーツ経験が、その後の活動に大きく影響することは明らかです。このような時期での経験を逃すと、スポーツへのかかわりの幅を狭くしてしまいますので、早い時期からの経験や楽しさを知る機会は大切です。

障害者スポーツにおいても、学校での環境充実が重要であります。品川区における特別支援学校や通常学級に通う障害児へのスポーツ環境整備をどのように考えるか、授業での教育プログラムと教員の意欲、施設整備の展開、意欲のある児童・生徒の受け皿づくりなど、それぞれにお知らせください。

障害者スポーツを応援する拠点整備がもっとも大きな効果を創出すると思われれます。

1つは自民党としても強く要望を続けている、東京都施設としての障害者総合スポーツセンターの城南地区拠点を品川区へ誘致することです。これまで議会においても、何度も北区のセンターに伺って視察調査を行っておりますが、老朽化の言われる施設ながら、十分に利用者への配慮があらゆるところで見受けられ、専門施設の長所と必要性を強く感じ、何よりも立地とアクセスにおいて、品川区在住の方が最も近い施設として北区まで通っていることに課題を感じました。

城南地区のスポーツ拠点が品川区内に展開されたなら、さまざまな効果が見込まれることと思いますが、品川区の意欲と抱負をお知らせください。

最後に、スポーツツーリズムによる区民レベルの向上について。

先月、品川区議会区民委員会での視察にて、三重県伊勢市を訪れ、スポーツ誘客推進事業について調査研究を行いました。現地視察として、伊勢フットボールヴィレッジという人工芝4面、天然芝1面のサッカーコートを有し、近代デザインによるクラブハウス併設の最新施設を訪れました。

主な政策目標として、新たな観光客層の獲得とスポーツ誘客の有効性、一般市民の健康増進を中心とした多目的利用、教室やイベント誘致による市内競技レベル向上の推進が挙げられていました。

説明と質疑の中での要点と、印象に残る効果を順に挙げてまいります。大規模な合宿や大会も可能な中で、既存の競技大会では定番の場所やスケジュールがあり困難なため、大学生の中でも同好会的な団

体を対象に位置づけ、滞在期間が全てグラウンド活動ではない面も期待し観光誘致をしていること。市民優先の施設利用と地元競技団体との強い連携による安定性と施設整備における地元企業の強力な支援があること、さまざまな年代の合宿が行われた成果として、市民交流が活発になり、その結果、交流試合が最高の強化策となり、地元高校の全国大会出場の大きな要因となったこと。

また、小中学生年代においても、同様に交流による競技レベルの向上が顕著であり、活発な交流が教育的な効果として高く評価されていることなどです。品川区の都市型観光施策を踏まえて、伊勢市の合宿誘致や施設整備を応用して考えていきたいものです。

スポーツツーリズムの定義は、スポーツ観戦やスポーツイベントへの参加など、スポーツを主な目的とする観光旅行とされていますが、大会ボランティアとしての参加や合宿やキャンプの応用も多分に解釈されます。

品川区版の定義と行政支援、新たな観光連携メニュー創出に向けて伺います。まずは宿泊が可能な公的な施設整備への提案です。2020年前後は、国際交流の拡大チャンスではありますが、都内をはじめ宿泊施設不足の課題に直面する様相です。縁やゆかりのある国や連携する市区町村関係が区内で過ごせる仕組みとして有効と考えます。

もちろんすべてが行政で行うことではないですが、公有地活用の上で、運営は民間との連携が望ましいと思いますが、ご見解を伺います。

宿泊に連動しますが、食事は区内飲食店との連携、銭湯巡り利用も満足度を上げる手段です。移動はあえて徒歩を依頼し、荷物などの運搬を関連サービスとして行い、区内観光と年代別の交流を必須として、グランドゴルフやソフトバレーなどのシニアスポーツから、野球やサッカーのジュニアスポーツまでの展開が見込まれます。

施設利用や地域経済効果、交流促進などの成果を求めるには、民間だけではできない施策でもあり、企画商品化へ向けた検討は行政力が多分に必要です。このような品川区版スポーツツーリズムの仕組み実現へ向けたご見解をお知らせください。

以上で、私の一般質問を終了いたします。ご静聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、障害者スポーツ応援についてお答えを申し上げます。

区では、東京2020大会に向け区内で開催されるホッケーとビーチバレーボールについて、体験教室等を通して、区民が親しみを持てることをめざしております。さらに、ブラインドサッカーを応援競技として位置づけるとともに、毎年パラリンピアン等をお迎えして、講演会や体験会を実施しております。こうした取り組みをきっかけに、パラリンピック競技に対する認知度向上と同時に、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もがスポーツに親しみ楽しめる共生社会の実現をめざしてまいります。

次に、障害者スポーツの取り組みについてですが、区は、これまで各種障害者スポーツ教室・大会やボッチャ、風船バレーボールなど、誰でも気軽に楽しむことができるユニバーサルスポーツ交流大会を開催して、障害者スポーツの普及に取り組んでおります。

今後は各地域スポーツクラブやスポーツ推進委員会と連携して、区民の身近な学校体育館や文化センターで新たなスポーツ教室やイベントを開催するなど、さらに障害者スポーツの普及を図ってまいります。

次に、障害のある児童へのスポーツ環境整備についてですが、これまでも学校では、施設のバリアフリーや、校庭の人工芝生化を進めており、障害のある児童を含めた児童・生徒が安全に運動できるよう

環境を整えております。

日常の授業といたしましては、体育・保健体育等において、障害の状況に応じて個別な支援を工夫したり、内容を改善したりしております。また、中学校および義務教育学校後期課程の特別支援学級では、連合スポーツ大会を毎年開催するなど、積極的にスポーツを体験する機会を設けており、教員の意欲についても高めているところであります。

意欲のある児童・生徒の受け皿につきましては、障害種別や施設の実態等、さまざまな状況を踏まえつつ、障害者スポーツ団体と学校との協力について支援してまいります。

次に、障害者スポーツの拠点についてですが、区は、これまでも都に対して、障害者スポーツセンターを城南地区に設置するよう要望してまいりました。区民に身近なスポーツの活動拠点は、スポーツに触れる機会の拡充につながり、さまざまな種目を楽しむことができるとともに、スポーツを通して仲間づくりや健康増進なども期待でき、障害者スポーツの普及促進となることから、引き続き要望してまいります。

その他のご質問等につきましては、各担当部長からお答えを申し上げます。

〔福祉部長永尾文子君登壇〕

○福祉部長（永尾文子君） 私からは、介護人材の確保および高齢者介護の目標についてお答えいたします。

初めに、介護人材の確保等についてですが、品川介護福祉専門学校につきましては、平成7年度の開設以来、福祉人材の確保・育成に取り組んでおり、区といたしましても修学資金の貸し付けや講師の派遣等、積極的な支援を行っております。

これまでに計727名の卒業生のうち427名が区内の指定福祉施設に就職しました。入学生確保に向け、都内近郊の高校を訪問しPRを行っており、優秀な人材確保のために推薦入学制度を取り入れているほか、幅広い年代層にも参加を促し、オープンキャンパスを上半期には9回実施いたしました。

また、就職後の対応としては、福祉カレッジにおいて現任研修等を実施し、人材育成や仲間づくりにも努めております。潜在的な介護人材の就職に向けた働きかけとしては、研修の実施や実務者研修助成を行っております。また、今年度より法人が派遣看護職員を確保する際の補助制度を設け、専門職の人材確保に対する支援策も進めているところでございます。

福祉の仕事に関するイメージアップ、PR活動につきましては、品川ケア協議会への補助事業として「ケアフェス」を開催し、魅力の発信に努めており、今後も関係事業者と連携、協力してまいります。

福祉教育につきましては、小・中・義務教育学校における職場見学や職場体験を行っており、平成28年度においては計15回の実績となっております。また、特養ホーム併設の戸越台中学校については、夏休み等にボランティア活動を行うほか、施設行事にも参加するなど、積極的な交流を図っているところでございます。

次に、高齢者介護の目標について、お答えいたします。高齢者がいつまでも元気で心豊かに生活していくためには、社会とのつながりを持つことが重要と考えております。そのため区では、社会参加を促す仕組みとして、地域貢献ポイント制度を実施しており、地域で行うボランティア活動を通して、高齢者自身の生きがいや介護予防につながっています。平成28年度末のポイント登録者数は1,334人で、平成29年度には1,400人、平成30年度には1,440人をめざしております。

また、高齢者福祉団体等の登録制度を活用することにより、シルバーセンター等の施設が無料で利用でき、継続的な自主活動が促進され、高齢者自身の生きがいや介護予防につながっています。高齢者の

活動団体の数についての目標は、具体的な数値を掲げておりませんが、今後も周知に努め、積極的に社会参加ができるよう支援を進めてまいります。

次に、訪問型や通所型サービスについてですが、在宅介護支援センターのケアマネジャーが利用者の状態像を踏まえ、適切なケアマネジメントによりサービスを提供しています。利用者の満足度や苦情については、事業報告やケアマネジャーとの情報交換等で把握し、事業者が解決できない大きな苦情については、区が事業者と利用者間に立ち、適切な指導・助言等を行い、サービス向上を図っています。

次に、高齢者の健康維持・増進への啓発についての現在の取り組みですが、12月11日に、今年度開設した東京都介護予防推進センターと連携して介護予防講演会を開催いたします。今後も、魅力ある内容や関心を集めるPR方法等を検討して、介護予防・自立支援の普及啓発に努めてまいります。

次に、地域の福祉人材の活用についてお答えします。

地域における支え合いを推進する上で、担い手の確保は重要な課題です。現状の取り組みとしては、ボランティアセンターを中心に、福祉施設等におけるボランティアのマッチングや支え愛・ほっとステーションにおける地域支援員の登録など、さまざまな機会を活用し、人材の確保に努めているところです。今後の確保の取り組みについては、関係機関や庁内各課と連携の上、検討してまいります。

次に、おたがいさま運動についてですが、ユニバーサルデザインの普及啓発として取り組んでおり、区職員、区民向けの研修を実施するほか、区内小学校において、講義や車椅子体験等の学習会を開催し、若年代からの意識の啓発を図っており、参加した児童からも「相手の立場に思いを寄せることができた」との感想をいただいております。今後も教育委員会と連携しながら、着実に推進してまいります。

〔文化スポーツ振興部長安藤正純君登壇〕

○文化スポーツ振興部長（安藤正純君） 私からは、スポーツツーリズムに関するご質問についてお答えします。

初めに、宿泊可能な施設整備についてですが、公有地を活用しての適地の確保が、現段階では困難な面もあり、民間施設の活用なども含めさまざまな観点から検討が必要と考えております。

次に、品川版スポーツツーリズムについてですが、スポーツツーリズムには、スポーツをする人、見る人、支える人、これを観光の視点で捉えて、スポーツの振興とともに、地域経済の活性化や産業振興など幅広い効果が期待できるものと認識しております。

区内では、早起き野球全国大会、デフサッカーリーグ、デフ陸上選手権や少年サッカー連盟による八丈町との交流大会などを地元民間団体が主体となって開催しており、大会の前後には、選手や関係者が区内に宿泊して、食事や観光を楽しんでいただいております。また区でも、ブラインドサッカーの国際大会を来年3月に天王洲で開催するなど、スポーツ大会の誘致を積極的に進め、多くの選手をはじめ関係者や観戦者が訪れる予定です。

スポーツを通じて品川区を訪れた人たちに、区内の観光資源と結びつけて、品川の魅力を楽しんでいただき、繰り返し訪れたいと思うようなスポーツツーリズムの仕組みづくりについて、各種スポーツ団体や民間団体等と連携協力して研究してまいります。

○議長（松澤利行君） 以上で、渡辺裕一君の質問を終わります。

次に、大倉たかひろ君。

〔大倉たかひろ君登壇〕

○大倉たかひろ君 民進党・無所属クラブを代表して一般質問いたします。

初めに、シティプロモーションについてお伺いいたします。

品川区では、「将来の人口減少社会における都市間競争を見据え、定住人口を獲得するため、2020年に向けた街の変化を契機とし、区の持つ魅力を積極的に発信する。そのことにより、区民が区への誇りと愛着を一層深めるとともに、区外からの来訪者や転居者を増やすことで、さらに活力ある品川区をつくる」という理念を掲げ、平成27年度からシティプロモーションの推進を図っています。

その中で、キャッチコピーやロゴなどを作成するほか、ことしは「全国シティプロモーションサミット」を東京の自治体として初めて開催いたしました。このようにシティプロモーションについてさまざまな取り組みを行っておりますが、他自治体も取り組みに力を入れている昨今、さらにシティプロモーションの推進を図る必要があると考えて、以下質問いたします。

ことし開催されたシティプロモーションサミットは、開催経費として1,777万円が計上されています。「宣伝会議」のホームページにおいて、シティプロモーションサミットの目的を「主に各自治体を実施しているシティプロモーションの紹介などを通して、意見交換の場となること」と掲載しています。品川区の税金を投入して実施している事業ですので、品川区として、どのような目的を持ってこのサミットを開催したか明確にする必要があります。品川区が考えるシティプロモーションサミット開催の目的と、その成果について、そして得たものをどのように今後生かしていくのか、区の考えをお聞かせください。

このシティプロモーションのサミットの講演内容は、撮影・録画ともに禁止とされていました。そこで禁止とされた情報は、区民には共有されるべきと考えますが、撮影・録画が禁止となった理由をお知らせください。そして、シティプロモーションで得た情報を品川区民へ共有すべきと考えますが、区のご所見をお伺いします。

シティプロモーションとして、ファミリー層へ向けて政策のPRを徹底的に重ね、ターゲット層の人口を増やすことに成功した流山市の例があります。品川区は教育や子育てにも非常に力を入れており、PRすべき政策は多々あると考えております。品川区の住みやすさは、シティプロモーション特設サイトに掲載されていますが、もっとさまざまな形で発信することで、品川区のよさに引かれ移住・定住される方も増えるのではないかと考えます。

また、政策をプロモーションするために、PRすべきターゲットと適切なメディアの利用も重要であると考えますが、あわせて区のご所見を伺います。

シティプロモーションの重要な要素の1つに「シビックプライド」があります。地域によっては定義が異なることがあるので、品川区におけるシビックプライドの定義についてお知らせください。自分たちの住んでいるまちが好きであるという人々が、当事者意識を持って地域を活性化するという動きが全国で見られています。品川区でも既に区内のさまざまな場所で、地域の人々が地域を盛り上げています。地の人々の力をもっとおかりすることが、シティプロモーションにはとても有効であると考えます。

また、こうした方々に集まっていただき、品川区版の「シティプロモーションサミット」を開催するなど、区民や職員が情報の共有や収集できる場所をつくっていくことが有効であると考えますが、区の考えをお聞かせください。

自分たちで行った取り組みについて、失敗例の方が成功例よりも貴重な経験になると思います。シティプロモーションの取り組みに対する検証はとても難しいと思いますが、そこからPDCAサイクルを回していくことが必要と考えます。シティプロモーションに関する事業に関して、どのように検証されていますでしょうか。また、現状の課題と解決案に向けての取り組みについてお知らせください。

品川区には、2名体制でシティプロモーション担当課が設けてありますが、全ての自治体が競争相手

となるシティプロモーションにおいて、担当者が2名というのは今後の課題であると思っております。今後はシティプロモーションをPRできる人材を育成し、組織を発展させていく必要があると考えますが、区としての考えをお聞かせください。そして、区としては、今後どのような方向性を持ってシティプロモーションを推し進めていくのでしょうか。お考えをお聞かせください。

次に、児童・生徒を取り巻く環境についてお伺いします。

品川区では「次世代を担う子どもたちが、心身ともに健康で知性と感性に富み、人間性豊かに成長し、希望に満ちた自らの未来を切り開いていけるよう」といった教育目標を持っています。

現在、子どもを取り巻く環境は大きく変わってきています。スマートフォン普及の低年齢化、教員の多忙化など、子どもの心身の健やかな発達に関わる課題も増えていると考えます。そこで、児童・生徒を取り巻く環境について質問いたします。

子どもを教育する立場にある教員の多忙化が社会的な問題となっております。教員の多忙化により、本来は子どもへ費やすべき時間が事務作業などに費やされてしまいます。その解消のために、教員の事務作業を代行する人材を配置する「スクール・サポート・スタッフ」という取り組みが国の方針として出されています。

スクール・サポート・スタッフは大規模校を中心に採用される旨が報道されていますが、小規模校であっても運動会や移動教室など学校行事は変わりません。しかし、教員の人数は少ないため、教員1人当たりの負担はかえって大きくなるということも聞いております。そのため小規模校にスクール・サポート・スタッフが必要であると考えますが、区としてはどのようにお考えでしょうか。教員の多忙化解消に向けて区が現在行っている取り組みについて、今後の方針も含めお知らせください。

ことしの新語・流行語大賞に「睡眠負債」という言葉がノミネートされました。これは、日々の小さな睡眠不足が徐々に蓄積され、心身に悪影響を与えてしまうというものです。研究によると、6時間睡眠を2週間継続すると睡眠負債が蓄積され、二晩の徹夜と同レベルの集中力の低下が見られたそうです。

また、睡眠障害を発症してしまったことで不登校に陥ってしまったケースも増えているようです。成長期の子どものにおいて、睡眠は非常に重要なものであります。区の教育目標の中でも成長・発達に応じた基本的な生活習慣の定着を図る旨が記載されており、子どもの生活習慣の把握や、生活習慣の定着は重要と考えます。

品川区の子どもの現状把握や今後の方針を考える上で、子どもたちの睡眠時間など、生活習慣に関する情報収集は重要と考えます。区では、子どもの生活習慣に関する調査は行っていますでしょうか。また、子どもの睡眠障害や睡眠負債による悪影響など、子どもたちの睡眠に関する問題について、品川区の考えをお聞かせください。

子どものころに身についた習慣は崩れにくいと言われております。そのため子どものころから睡眠教育を行うことは、子どもの心身の発育に有効と考えます。保護者と連携した睡眠教育を行っているところでは、その取り組みが学力向上や不登校防止対策の一助となっているようです。子どもたちの心身の健やかな成長に睡眠教育は有効だと考えますが、区の考えをお聞かせください。

文部科学省の調査によると、子どもの校内暴力は増加傾向にあります。また、「指導死」という言葉が使われるようになり、学校内の教師の指導により肉体的・精神的に追い込まれ、子どもが命を落とすという痛ましい事件も起きています。

品川区では平成26年に、小中学校の校長を対象にアンガーマネジメント研修を行っており、その中で、「怒りのおさめ方、よくキレル子の理解や指導に使えるので学校に戻り、ぜひ伝えたい」等といった感

想が寄せられています。このことから、アンガーマネジメントを子どもや教員へも普及していくことにより、校内暴力や体罰の根絶に役立つと考えますが、区のお考えをお聞かせください。

品川区では、いじめの未然防止・早期発見・早期解決を図るとともに、非行・不登校など、さまざまな問題に迅速かつ的確に対応するとしています。そのため、相談窓口のアクセスのしやすさも重要と考えます。QRコードはネット検索とは異なり、ピンポイントでウェブページに誘導でき、読み取るというだけというアクション数の少なさから、相談しやすい窓口づくりに有効だと思いますが、区としては相談しやすい窓口づくりとして、こういった取り組みをされていますでしょうか。

また、最近では多くの子どもがSNSを利用しています。ラインやツイッターといったSNSの活用について、将来的に取り組む必要があると考えますが、区のご所見を伺います。

ことし、ツイッター上で自殺願望の書き込みをした女性にアプローチし、9名もの人を殺害した衝撃的な事件がありました。その問題点の1つとして、匿名性の高いSNS上での相談が犯罪の窓口となり得ることを理解できなかったメディアリテラシーの欠如と、不適切な相談窓口へアクセスしてしまうことが考えられます。そのため、子どもたちにメディアリテラシーを身につけさせること、適正な相談窓口へ誘導することが重要と考えますが、区のお考えをお聞かせください。

次に、品川区の相談体制について伺います。

区は役に立つところ、役人は役に立つ人、シティプロモーションの基調講演をした高野誠鮮さんの言葉です。区民の皆様の役に立つために、問題、課題解決をし、住んでいてよかった、住み続けたいと思う品川区づくりのために、さまざまな取り組みを現在も進めているところだと思います。

品川区は「区民にとって身近な区政の推進」として、区のお考えをわかりやすく区民に伝え、情報公開を進めるとともに、区民参加の区政運営を進めていくために、広報紙やホームページ等、さまざまな情報媒体を通じて区民にとって身近な区政を推進するとあります。それを踏まえ、今後も区民が相談しやすい環境の充実を求め、質問いたします。

現在の品川区ホームページのトップから、メール、ファクス、手紙等の問い合わせ窓口を知るためには複数のページを移動しなければならず、わかりにくいように感じます。相談窓口をわかりやすくするために、ホームページのトップ画面の下に置くなど、工夫が必要と考えます。

また、品川区では業務外の早朝、夜間、休日にも電話相談の窓口が開いていますが、それを知っている人はとても少ないのではないのでしょうか。早朝、夜間、休日も電話相談窓口が開いていることをもっと周知すべきと考えますが、それぞれ区のご所見をお聞かせください。

区ではファクスの窓口を設けていますが、ファクス相談用に送付用紙のひな型を用意することで、区民は相談しやすくなり、行政も所管につなげやすくなると思えますが区のご所見を伺います。

また、例えば、区の施設や道路等の損傷など、文章では伝えにくいことも画像で送れば伝わりやすいと考えます。メール等での画像の送付ができる仕組みの導入についてご所見を伺います。

困っているけれども「どこへ相談したらよいかわからない」といった方に対し、確実に担当へつなぐことのできるコールセンター機能や、コンシェルジュのような役割を果たす窓口や総合受付を設けることは、区民に対し非常に役立つものと考えます。アクセスのしやすさと多種多様な窓口を設置することは大変ではございますが、「相談のしやすさ」を高める工夫が、区民の声を広く聞き、区民の役に立つところづくりに重要だと思えますが、区のご所見を伺います。

また、新たに相談の門戸を開く活動として、特に若い世代で広く普及しているフェイスブックやツイッターなど、SNSを活用した相談窓口をつくることも有効と考えます。先ほども述べたように、そう

いった窓口へQRコードを利用して誘導し、相談しやすくすることは有意義であると考えますが、区としての考えをお聞かせください。

最後に、選挙についてお伺いいたします。

ことし行われた衆議院選挙では、公職選挙法の一部改正を受け、小選挙区の改定により品川区も同区内で選挙区が分割されました。新たな区割りの改定の周知がなされないまま解散総選挙となり、国が行った広報もわかりにくいものだったため、区民の皆様から不満や不安、戸惑い等のお声を多くいただきました。総務省によると、平成32年以後の区割り改定は10年に一度の大規模国勢調査に基づき行うとされており、今後もこうした改定が想定されるため、今回のことを踏まえ、今後はできるだけ早期の周知や、品川区が独自にわかりやすい広報を行うなど、しっかり国と連携をとっていただきたいと思いますと考えますが、区のご所見を伺います。

また選挙事務においても、区割り改定による投票時の混乱、集計等のミスが起きないための取り組みについて、今回の経験を生かし今後どのように生かしていくのか、ご所見を伺います。

また、公職選挙法改正により、期日前投票事由に天災、悪天候により当日、投票所に到達することが困難であることが明記されました。今回の選挙では台風の接近が予想されたことから、多くの期日前投票が行われました。そのため、期日前投票所に行列ができ、スムーズな投票につながらない場所があったと聞いております。記載台や機材等の設置を増やすような対応と宣誓書の記載がスムーズに行える工夫が必要と考えますが、区のご所見を伺います。

今回の選挙では、天災により避難準備・高齢者等避難開始情報が出されました。投票所の多くが避難所に指定されているため、今後も同様に台風などの天災によって投票所に避難者が来ることが予想されます。そこで、今回は避難所にそうした避難者が来ることがあったのか。また、あった場合の対応についてお知らせください。そうしたことを踏まえ、今後の対応について区のご所見を伺います。

品川区は、今まで新有権者へのメッセージカードの送付、出前選挙や模擬投票等を行い、政治意識の向上や投票率向上等のため、さまざま取り組みを進めてきております。選挙年齢が20歳から18歳へ拡大されたことに伴い、品川区では大学の新有権者に向け、啓発活動やメッセージカードの送付を18歳に引き下げました。こうした啓発の取り組みは、政治や選挙への関心につながる取り組みであり、今後さらに必要だと考えます。現在ではメッセージカードの送付が18歳のみとなっておりますが、今後20歳の成人式まで継続的に啓発していくことが重要と考えます。

また、内容については投票の方法や必要な知識をまとめ記載したもの、QRコードで自身の投票所がわかる仕組みのものや、活躍している同世代のメッセージつきのもの等、さまざま自治体で工夫している事例を参考に、品川区としても充実させ、区が積極的に若い世代へアプローチしていくことが必要と考えますが、区のご所見を伺います。

記号式投票について。選挙の投票方式の中には、記号式投票という投票用紙にあらかじめ候補者の名前が記載されていて、有権者はゴム印で丸印をつけ投票する方法があります。公職選挙法では、地方自治体の選挙で利用が認められている方法で、平成24年の港区長選挙において記号式投票が導入されました。

記号式投票のメリットは、投票方法が簡単になり有権者の利便性が増す、障害のある人の投票が自書式投票に比べ容易になる、無効票が減り、有権者の意思がより多く反映される、疑問票が著しく減ることによって開票の効率が高まり、時間も短縮できるので総合的に、経費縮減につながると考えられます。

デメリットとしては、期日前投票や候補者が多い場合に対応できないことが挙げられます。品川区は

平成24年の港区長選挙に職員を派遣し調査しておりますが、昨年の選挙は職員派遣をされたのか伺います。また、改めて区の考える長所、短所についてお知らせください。

今後、超高齢化社会を迎え厚労省の試算では、2025年には認知症患者数が650から700万人を超えると言われております。現在、公職選挙法改正で代筆は選管職員に限るとなっているため、認知症の方の場合、親しい人なら意思表示できるが、見知らぬ職員ではパニックを起こし、投票できずに帰られた例があり、また知的障害者等、さまざまな障害においても同じことが実際あったと伺っています。

また、さらに、憲法で保障されている投票の秘密も、選管職員に投票先を知られるため問題となります。また、投票用紙の枠内に文字を書けず無効票となるケースもあります。区長選挙や補欠選挙といった少人数の選挙であれば、こうした状況についても対応できるため、記号式投票の導入は有効と考えられますが、今後の記号式投票導入についてご所見を伺います。

品川区は、ことし23区で初めて駅ビルに期日前投票所を設置し、都議会議員選挙では、実際に多くの期日前投票が行われたと聞いています。そこで、駅ビルの期日前投票所とその他の期日前投票所における投票数の違いをお知らせください。あわせて、過去の期日前投票数の違いと、駅ビルに期日前投票所を設置した成果や課題についてもお知らせください。

また、駅ビルに設置した期日前投票所を出たところで割引券を配る「選挙割」のような取り組みも行われたと伺いましたが、どのように行われたのか、その効果、また、その取り組みが有効な手法であれば、今後、各課との協力が必要と考えます。「選挙割」についての現在の区の取り組み状況、考え方についてもお知らせください。あわせて、今後の駅ビルや商業施設、病院、大学等へ期日前投票所の設置拡大についてのお考えをお聞かせください。

以上で一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、シティプロモーションに関するご質問についてお答えを申し上げます。

初めに、今回の全国シティプロモーションサミットは、シティプロモーション活動のさらなる発展をめざし、先進自治体の事例紹介や、課題の掘り起こしを行うとともに、品川区のまちや人、施策の魅力を全国に発信する目的で開催をいたしました。

自治体や一般企業など、関連イベントを含め過去最大の1,000団体、2,500名の参加をいただいたところです。サミットの成果といたしましては、地域の特性や課題認識を踏まえたプロモーションのさまざまなあり方を学ぶことができたことや、区民の協力もいただきながら、品川区の魅力を広く発信できたことなどが挙げられます。

今後は、他自治体や企業の先進的な事例をしっかりと分析し、品川区の魅力発信の改善と強化につなげてまいります。今回会場では、講演者や作成資料の権利関係から写真撮影や録画をご遠慮いただきました。今後は、ホームページ等を通じまして、講演などの情報を広く区民に提供してまいります。

次に、政策のプロモーションについてですが、これまでも区の先進的な取り組みを魅力の1つとして発信してきたところですが、一方で十分に知られていないことも認識しております。今後、教育・子育てをはじめとした区の施策を、プロモーションの観点から対象に合ったメディアを効果的に活用し、わかりやすく発信してまいります。

次に、「シビックプライド」についてですが、区といたしましては、区民の皆様がまちに愛着と誇りを持ち、これからも住み続けたいと思い、区や地域をよくするための行動につながるものと考えております。地域で活躍する方々の協力を得て、区の魅力発信をしていくことは、大変重要と認識してござい

す。今後、区民や企業、学校などとの連携を一層深め、活動を推進してまいります。

次に、事業の効果検証は、区外の方がメディアで品川区を知った割合を示す「メディア認知度」を用いておりますが、成果をよりの確に把握できる指標のあり方を研究してまいります。

シティプロモーションの課題といたしましては、さらなる区の認知度向上、魅力の掘り起こし、区民の愛着醸成に向け、より効果的な取り組みを区民とともに進めていくことが重要と考えております。

最後に、シティプロモーションは、区全体で取り組むべきものであることから、担当部署だけでなく、観光をはじめとした庁内連携をさらに深めるとともに、区民の協力も得ながら、事業の充実を図ってまいります。

その他のご質問等につきましては、教育長等よりお答えを申し上げます。

〔教育長中島豊君登壇〕

○教育長（中島豊君） まず、国の「スクール・サポート・スタッフ」事業についてですが、非常勤職員が学校に配置されることで、学習資料の印刷ですとか授業準備の補助等、教職員がこれまで行ってきた業務の負担軽減を図ることができるものと考えております。

また、その配置についてですが、学校規模の大きさに応じて業務量が増大することを踏まえると、まずは、児童生徒数の多い大規模校を中心に配置することが適当と考えております。

次に、教職員の多忙化解消に向けた取り組みですが、本区では、これまでも職員カードによる勤怠管理や学校事務システムの導入を行って、早くから事務の効率化に努めてまいりました。さらに現在、教育委員会では、学校と連携して、働き方改革「品川働き方ルネサンス」に取り組んでおります。

10月からは全ての区立学校において毎週定時退勤日を設け、まずは、教職員の意識を変える取り組みを進めています。それと同時に、保護者向けに通知を出し、区の広報紙にもその趣旨を掲載するなど、周知を図ってきたところです。

今後も本区の教育の質を高めるため、教職員一人ひとりが心身ともに健康で、持てる力を十分発揮して児童・生徒に向き合うことができるように支援してまいります。

次に、睡眠教育についてです。教育委員会では、生活習慣の実態を把握するため、平成25年度より3年生以上を対象にアンケート調査を行っております。睡眠は疲労回復はもとより、学習への意欲や生活態度にも深く関わることを、児童・生徒に理解させることは大変重要であると捉えています。しかしながら、本区におきましても、平成28年度の調査では、午前0時以降に寝る生徒が26.2%いるという実態がございました。今後とも睡眠を含めた健康の保持増進や回復に向けて、主体的に取り組む態度を身につけられるよう、指導内容や方法の充実を図るとともに、家庭にも積極的に働きかけてまいります。

次に、アンガーマネジメントの普及についてです。市民科や保健体育科の学習において、児童・生徒は怒りの感情への気づきや、怒りを和らげる方法について学んでおります。

また、教職員に対しましては、体罰等を防止する観点からも、怒りや不安による衝動的行動に対して、コントロールする手法を身につけられるよう、養護教諭研修会や生活指導主任会等の場において、引き続き啓発してまいります。

最後に、相談窓口についてですが、本区では平成25年度より「目安箱」「ハーツ専用電話」QRコードを活用した「アイシグナル」を導入して、本人や保護者が直接学校等に行かなくても、自分に適した時間、方法で悩み等を相談できる体制を充実させてまいりました。どのツールも、当日に学校や教育委員会に声が届く仕組みになっており、翌日には、スクールカウンセラーやハーツ等が対応するようにしております。ライン等のSNSを利用した相談については、試行的に実施している自治体の今後の動向

を注視してまいります。

また、議員御指摘のように、子どもの命を守る上でも、マナー等を含めた情報リテラシーが重要であることは十分認識しております。これまでも学校だけでなく、専門性の高い外部機関などを活用し、研修等の充実を図っているところです。今後も教員への周知と、市民科を中心にした指導を継続してまいります。

〔選挙管理委員会委員長堺直隆君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（堺直隆君） 私からは、選挙についてお答えいたします。

まず、選挙区割りの広報についてですが、今回の衆議院議員につきましては、区としては、法改正後9月1日の広報しながわおよびホームページで投票所別の3区と7区の区割りを紹介するとともに、解散後は10月9日の広報しながわ選挙特集号および7区が新設される大崎第一地域センター管内掲示板約300か所にポスターを掲示し、周知を図ったところであります。今後とも、国と十分連携を図りながら、区民によりわかりやすい広報となるよう努めてまいります。

次に、選挙事務においては、投票時の混乱を避けるため、3区と7区で、入場整理券の封筒の色を変え、また整理券自体に区割り番号を刷り込み、窓口で来場者を案内しやすくするなど工夫し、投票誤りのないよう対応に努めてまいりました。

また、今回の選挙については、選挙当日の台風の上陸が予報されたため、期日前投票所に6万8,172人の方がおいでになりましたが、入場を待つ方が長い列をつくったこともあり、受付端末の増配置や、並んだまま宣誓書を記入していただくなど、スムーズな投票に心がけてまいりました。今後もこの経験を生かし、十分な体制整備に努めてまいります。

次に、避難所との関係でございますが、今回は16時23分に土砂災害に警戒を促す大雨警報が発表され、避難所の開設指示が出されましたが、避難所に当たる投票所への影響を避けるため、水防本部と連携し校内の別の場所に避難所を設ける対応を行いました。なお、投票時間中の避難者はおりませんでした。

次に、投票率向上に対する課題と展望についてでございますが、選挙権年齢の引き下げにより、現在18歳の新有権者にメッセージカードを送付しておりますが、今後は19歳への啓発にも取り組む必要があると考えております。さまざまな自治体での工夫を参考に、さらに検討を進めてまいりたいと思います。

次に、記号式投票に対する考え方についてですが、記号式投票は、ご案内のように投票方法が簡易で、障害のある方にも投票が容易になる、疑問票が著しく減り、開票効率が上がるなどの長所があります。

一方、国政選挙においては導入がされておらず、投票者の混乱も予想され、また立候補者が多い場合、投票用紙の最初の方が有利になる、利用者が増えている期日前投票・不在者投票には対応していないなどの短所があります。今後の記号式投票の導入については、自書式の期日前投票・不在者投票が増加している中、記号式投票の長所が生かしきれず、都・国政選挙まで視野を広げると投票者の混乱はさらに大きくなるなど課題も多く、導入は難しいと考えております。

なお、2016年の港区長選挙においては、翌月に参議院議員選挙が迫り、職員は派遣しておりません。

次に、期日前投票所の課題についてでございますが、アトレ大井町の期日前投票所は、4日間の受付日数にもかかわらず8,596人、第二庁舎3,958人の倍以上、地域センターで一番多い江原第一地域センター4,151人と、これも倍以上の来場となり、前回に比べ1万8,905人の期日前投票者数の増加に大きく貢献をいたしました。

一方、最終日は、3,725人と来場者が集中し、投票用紙の追加送付、職員の増員派遣で投票所の混乱を回避する対応を行ってまいりました。今後は、職員増や受付体制の見直しなど、万全の準備を心がけ

てまいります。

次に、今後の駅ビル、商業施設等への設置拡大についてでございますが、今回の衆議院議員選挙では既存の施設のみでも期日前投票者の大幅な増加ができたこと、新設には投票管理者・投票立会人の確保が難しいなどから、当面は推移を見きわめるべきものと考えております。

最後に、選挙割りについてですが、アトレ大井町での営業効果等については把握しておりませんが、改めて責任者等から聴取の上、商店街等へ伝えてまいります。

〔企画部長中山武志君登壇〕

○企画部長（中山武志君） 私からは、区民の皆様が相談しやすい環境の充実についてお答えいたします。

初めに、日曜開庁や火曜延長窓口、夜間休日受付など時間外の対応につきましては、区のホームページや広報紙など広報媒体を活用し、広く周知に努めてまいります。

次に、フェイスブックやツイッターなどを活用した相談についてですが、区では、メールでのお問い合わせ対応を実施しており、SNSの活用についても今後検討してまいります。

また、区の公式ホームページにつきましても、ファクス相談用の書式掲載等も含め、利用者の視点で、相談に関する入力画面の配置や検索のしやすさを意識して改善に努めてまいります。

最後に、メールで公共施設の損害状況等の画像を送信できる仕組みにつきましては、導入自治体の運用状況等を研究してまいります。区といたしましては、区民の皆様がより相談しやすい環境を整備するため、今後もさまざまな観点から工夫に努めてまいります。

○議長（松澤利行君） 以上で大倉たかひろ君の質問を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前11時37分休憩

○午後1時開議

○議長（松澤利行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

伊藤昌宏君。

〔伊藤昌宏君登壇〕

○伊藤昌宏君 品川区議会自民党・子ども未来を代表し、一般質問を行います。

初めに、品川区の教育についてお伺いいたします。

文部科学省資料によれば、平成24年の全国小中学校、高校でのいじめ認知件数18万件、暴力行為5万4,244件の発生、これらに加えてICT機器の飛躍的發展に伴う情報洪水、そして、神奈川県座間市で発生した9人もの殺人事件、この被害者の多くはネット上にある犯人の情報を安易に信じて、接触したと報道されております。このように、今までにない情報社会の急激な変化に、児童、子どもたちはさらされております。

このような中、文部科学省は、日本の将来を担う子どもたちのために、児童・生徒一人ひとりが道徳的価値の自覚のもと、よりよい方向を示す資質、能力を備えることが重要と考え、来年4月から小学校、平成31年4月から中学校で「道徳」の全面実施をめざすとされております。

そこで質問いたします。まず、道徳の教科化について、品川区においては「市民科」の中で対処する

と回答がありましたが、市民科と「道徳」ではその指導内容、使用教材等も違います。その差異をどう解消し、授業展開を図っていくのでしょうかお聞かせください。

また、文部科学省のいう「一人ひとりが道徳的価値の自覚のもと、よりよい方向を示す資質能力」を具体的にどのように担保していくのか、お聞かせください。

さて、今後、社会全体のICT化がますます進み、22世紀に向かって時代は大きく変化していくと考えます。品川区の教育目標に、ICT教育の推進とありますが、品川区公立学校現場でのICT機材の数に制限があり、区立の全児童・生徒がその機材を同時に活用することは現時点では不可能であります。しかしながら、ICT化の波はいや応なく21世紀に生きる子どもたちを取り囲み、デジタルデバイドによる格差は広がる一方であります。

先日お伺いしました区内のある私立中、高等学校では、生徒の入学時に、学校あっせん価格による低廉料金の「iPad」を購入していただき、学校設置のWi-Fi環境に接続、通信料は無料で、iPadを利用できる環境を整備、そして学校授業等で展開、生徒の発表はすべてiPadから発信しておりました。また、既に渋谷区、杉並区の公立学校でもICT機器を積極的に導入していると聞きます。

そこで質問いたします。品川区でも年次計画を策定し、区内公立学校全生徒入学時には、品川区あっせん価格として「低廉な価格」のICT機器を購入していただき、低所得者対策も行う。また児童には発達段階に合わせてICT機器の使用を推進し、積極的な活用を図りネットワーク化していく、教師においては、ICT機器を活用した授業展開ソフト等の研究、開発を進める。同時にネット上にあふれる安易な情報に流されることなく、正しい情報をつかみとるICTリテラシー教育を授業で進める。

また、将来は区内公立全学校と、児童・生徒一人ひとりのICT機器を専用回線等で結び、全児童・生徒に対する授業展開、災害時の児童・生徒の安否確認、適切な避難情報の提供等、大変付加価値の大きい環境が整う可能性があると考えます。品川区のお考えをお聞かせください。

次に、品川区の家庭支援について質問いたします。

学校現場でのいじめ、児童虐待等は関係者が尽力しているのにも関わらず減少してはおりません。それには、さまざまな要因が指摘されておりますが、一般的に「家庭」の教育力が低下していると言われております。

その解決に向け、静岡県では「静岡県家庭教育条例」を制定し「子どもたちが地域の宝として社会全体から愛情を受け、健やかに成長する静岡を目指す」ため、静岡県、県内の学校、事業者、地域住民、保護者の責任を条例により明確にし、家庭教育支援を展開しております。具体的に伊豆市では「家庭教育支援チーム」を設置し、不登校児童・生徒宅への訪問、企業、幼稚園、小中学校での対応等、特化した施策を展開しております。

さて、品川区では現在「ネウボラ」の事業展開により、妊娠、出産、育児まで「専門相談員」が対応しておりますが、就学後の相談等については、保育園、学校等がその窓口となり、個々具体的な家庭支援は展開されていない現状と考えます。

もちろん「行政」が、家庭に介入していくことは慎重に対処する必要がありますが、社会の基本的構成単位の各家庭内で、教育、高齢介護、保育、子育て等が円滑に行われ、行政はそれを十分に支援するシステムを構築することは、超高齢化社会が今後進展する中での、一つの解決策になると考えます。

そこで質問いたします。22世紀の将来を担う子どもたちのためにも、品川区においても中長期的な計画を立案し、総合的な家庭支援策を構築していく。また、ネウボラ後の子ども、家庭支援策を福祉、教

育等、複数の観点から全区挙げての支援策を展開していくべきと考えますがいかがでしょうか。品川区の考えをお聞かせください。

次に、品川児童学園に関連し質問いたします。

品川区議会自民党・子ども未来の提案により、品川児童学園が改築されました。そして、その運営には、全国的に例を見ない、4法人がそれぞれの個性を出しつつ、共同で児童学園を運営するフリーユニティー方式で運営されると聞いております。

その構想自体については、一定理解いたしますが、4法人はそれぞれ運営方法、目的も違います。これらは品川区の「プロポーザル形式」での契約と推察いたしますが、これら性格の異なる4法人の運営をどう調整していくのか、私ども与党会派としても心配しているところもあります。

そこで質問いたします。まず、運営4法人の名称等をお聞かせください。また、4法人の個性、特性を最大限に生かしつつ、共同で児童学園を運営していくためには、品川区の調整、リーダーシップが何より必要と考えます。品川区の今後の計画、対応等についてお聞かせください。

次に、シティプロモーションについて質問いたします。

過日、全国の自治体関係者が集合した、全国シティプロモーションサミットは、短期間で示唆に富む全国自治体の魅力発信を実感する素晴らしい機会でした。品川区および関係者の皆様に感謝いたします。しかし同時に、品川区のシティプロモーションの限界も感じました。地方は、例えば「坂本龍馬」「善光寺」「京都御所」等の偉人、名所に「特化」した観光PRを徹底的に行い、国内外からの訪問客をも視野に入れた施策を展開しております。

さて、過日のシティプロモーションのオープニングで放映されました品川区の動画につきましては、俳優の関根勉さんが、品川区長役として出演し、そして、その動画「Promise 品川にきつと」は、今までにない画期的なPR動画であり、完成度も高く素晴らしいものでありました。その動画では、品川区の魅力として、駅の数、公園の充実、品川水族館、地域の祭り、商店街、水辺等がありましたが、例えば「坂本龍馬」のような一言で全国、世界に通じる魅力がなかなか見出せないのが大変残念でもあります。

その現状を打開するため、区の観光大使「シナモロール」が誕生し、今回は「ベイビーレイズ」が出演してくれました。

そこで質問いたします。今後、品川区のシティプロモーション「わ！品川」で全国、全世界からの注目を集め、品川区に特化していくためには、例えば、シナモロール、イコール品川区というように、全国的に知名度があるキャラクター等に、品川区の魅力を集約し、特化させ、全国、全世界に発信していく必要があると考えますがいかがでしょうか、品川区の考えをお聞かせください。

さて、全国シティプロモーションサミットでは、突拍子もないとがった企画の採用、大胆な民間からの企画採用、行政職員の民間事業への派遣、前例踏襲の打破等、多くの成功事例を勉強してまいりました。具体例として、熱海市が展開し約8億円の宣伝効果と算定した24時間「熱海市のADさんいらっしゃい」企画や、先日、区議会総務委員会で視察した「神戸市フィルムコミッション」、そして坂本龍馬に特化した高知県の観光政策、大手広告代理店とコラボし、大体的な「高知家」プロモーションを展開した高知県のシティプロモーション等、全国の先進事例を直接勉強し、特に、「高知家」のプロモーションでは、全国的ヒットとなった爺POP、これは高知県出身の平均年齢67.2歳のアイドルグループとしてメジャーデビューを果たし、YouTubeで昨日現在58万回再生される等、話題を呼びました。

そこで質問いたします。品川区のシティプロモーション推進に当たっては、これら全国の先進事例、

民間とのコラボレーション、職員、民間の突拍子もない企画、アイデア推進等、多角的に検討、推進すべきと考えますがいかがでしょうか、お聞かせください。

最後に、行政のデザイン化について質問いたします。

過日、総務委員会で神戸市にお伺いし、デザイン都市神戸、外部人材の活用等について視察をしてまいりました。神戸市は、デザインを活用した魅力的な都市であり続けることを目標に、ユネスコ都市ネットワークに加入し、7分野で2008年に認定され、世界116都市と連携し、相互交流を展開しています。市では「行政のデザイン化」として、期限つきではありますが、クリエイティブディレクターを外部人材として活用、まちとデザイン、ものづくりとデザイン、暮らしとデザイン等、時としてかたく、事務的と言われる行政のデザイン化を積極的に進め、デザインの視点を取り入れた市発行のポスター、各種案内等の発行、「デザイン都市・神戸」創造会議、ルミナリエの開催、市職員が開発した大容量送水管を、クリエイティブディレクターの提案により、グッドデザイン賞に応募したところ、見事受賞するなど、市行政の推進、発展に大きく寄与したことを勉強してまいりました。

これらの展開は、従来の行政組織だけでは決して成立しないものであり、都市間の競争が激化する今後の行政展開の1つの方向であると考えます。神戸市の説明からは幾つかのヒントがありました。まず、これら外部人材活用、ICT機器の浸透、活用等は市職員等が「研修」にて知識を吸収することは可能であるが、一過性であり、継続性がないため無駄、外部人材を一定期間、行政内に取り込むことが必要とあり、また、クリエイティブディレクターの手による、市の基本構想を若者にPRするためのユーチューブ画像作成等を通じて、若者を市行政に積極的に取り込んでいく等、示唆がありました。

そこで質問いたします。品川区の広報広聴は一定の成果を上げているとは思いますが、品川区のポスター、各行政文書、懸垂幕、ホームページ等に、プロの手によるデザインの視点を取り入れてはいかがでしょうか。また、市内各部局、行政が新規事業を立ち上げる。また、再構築する際には企画段階からデザインを取り入れていく。行政デザインの見える化、例えば、無機質と感じる事務机が並んだ区役所内にもデザインを取り入れた事務環境をつくる。多くの区民が訪れる区役所入り口ホールのデザイン化、デザイン感覚に富んだ区役所再生等、シティプロモーションの一環としても、品川区行政、役所等にデザインの視点を取り入れていく施策展開、外部人材活用、クリエイティブディレクターの期限つき採用等、大胆な品川区行政のデザイン化を進めるべきと考えますがいかがでしょうか、品川区のお考えをお聞かせください。

以上で、私の一般質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、シティプロモーションに関するご質問にお答えをいたします。

誰もがそのまちをイメージできるキャラクターの活用は、シティプロモーションの効果的な手法の1つと認識をしております。ご紹介の観光大使「シナモロール」は、サンリオの人気投票で1位をとり、区の観光イベント等で大活躍をし、人気を博しているところでございます。

今後、区のPRのさまざまな場面で、シナモロールの活用を一層進めるとともに、品川区の持つ強みや地域の魅力を掘り起こし、全国や世界にアピールできるよう磨き上げてまいります。

今後の事業の推進に当たりましては、ご紹介のあった他自治体のすぐれた事例なども参考に、区民や民間事業者、若手職員などの柔軟かつ斬新な発想を生かしていく取り組みを検討してまいります。

その他の質問等につきましては、教育長等よりお答えを申し上げます。

〔教育長中島豊君登壇〕

○教育長（中島豊君） 私からは、品川区の教育についてお答えいたします。

まず、道徳の教科化への対応ですが、もとより市民科は、道徳の内容を包含した教科であります。教材の選定も含めて、市民科の単元の中で道徳の内容を扱えるよう、日ごろから指導案の工夫や、市民科推進教師研修会等を通じた実践的な研究を進めているところです。

次に、道徳に関する資質・能力についてですが、市民科は一連の学びの中に、ふだんの生活における諸課題の発見・把握、正しい判断基準や価値観の認識、体験活動と日常実践を位置づけています。したがって、市民科で設定している7つの資質と15の能力を確実に育成することで、文部科学省が道徳教育の中で求めている資質・能力は担保することができるものと考えております。

さらに、現在、学識経験者や区立学校教員からなる市民科推進会議により、単元の見直しや教科書の改訂にも取り組んでおり、今後とも、児童・生徒の道徳的心情や判断力等を育む指導の充実に努めてまいります。

次に、ICT教育についてです。現在、学校パソコンのタブレット化や小学校での台数拡充ならびに無線LAN整備による校内ネットワーク化を進めております。

ICT推進校におきましては、1人1台のタブレット端末により、発達段階に応じて、授業や自宅学習などで積極的な活用を図っております。区あっせんによる入学時のICT機器配備につきましては、推進校での成果、保護者負担、他自治体の動向等も踏まえ、今後の研究課題としてまいります。

また、授業用ソフトについては、近年、市販の学習用ソフトも充実してきていることから、導入済みソフトを中心に据えて、よりよい利活用を探っております。教員研修につきましては、最新の内容を取り入れ、今後も継続実施してまいります。

なお、専用回線を用いた全校、全児童・生徒対象の活用については、ネットワーク環境や費用等も含め、将来の課題であると受けとめております。

〔子ども未来部長福島進君登壇〕

○子ども未来部長（福島進君） 私からは、家庭支援に関するご質問にお答えいたします。

区では現在、全ての子ども・若者が健やかに成長し、社会生活を円滑に営むことができるようにするため、「品川区子ども・若者計画」の策定を進めております。本計画に基づく取り組みは、保健、医療、福祉、雇用、教育等多岐にわたっており、それぞれの分野の専門性を生かした支援とともに、相互の連携を密にし、総合的な支援を推進することをめざしております。

この計画の基本方針の1つに、「子ども・若者の成長を社会全体で支えるための支援」を掲げ、家庭の養育力・教育力そして親育ちを支援することを施策に位置づけております。本計画策定後、全区を挙げて、計画的かつ総合的な支援策に取り組んでまいります。

〔福祉部長永尾文子君登壇〕

○福祉部長（永尾文子君） 私からは、旧児童学園跡地に建設される（仮称）障害児者総合支援施設の運営についてお答えいたします。

運営は、共同事業体フリーユニティーとして、社会福祉法人グロー、社会福祉法人ゆうゆう、社会福祉法人愛成会、一般社団法人日本精神科看護協会の4つの法人が携わります。それぞれの法人が実施するサービス提供には定評があり、区といたしましては、その特徴を十分に生かした運営をめざし、調整をしているところです。各法人の理念や経営基盤の相違、地域性が異なることなどを踏まえて、協定のあり方や運営方法の取り決めなどについて、区がイニシアチブをとって検討しているところです。

〔企画部長中山武志君登壇〕

○企画部長（中山武志君） 私からは、デザインに関するご質問にお答えいたします。

区では、平成3年のイメージアップ運動の開始とともに、デザインアドバイザー制度を取り入れ、印刷物等のデザイン向上を図るとともに、町会・自治会から要望があったポスター、チラシの統合化を実施するなど、わかりやすく整理された情報発信にもつなげてまいりました。

また、今後導入予定のデジタルサイネージなど、新しい情報媒体につきましても、国際化の進展やユニバーサルデザインへの対応、シティプロモーションの推進等の観点から、プロのデザイナーを有効に活用してまいります。

次に、行政全体のデザイン化につきましては、各施策の企画や施設の構想段階などで、区としての統一感やコンセプトについて、デザインの視点を取り入れ考えていくことは重要と認識しております。全体を統括するデザイナーの活用等のご提案は興味深いものですが、個人のセンスの影響が大きいことや行政の継続性の確保といった課題も考えられることから、導入自治体の状況を分析してまいります。

○伊藤昌宏君 それぞれ答弁ありがとうございました。1点だけ質問いたします。

ICT教育のことです。この問題は、今、確かに研究課題でもあり、だから、これから検討していくとありましたけれども、私たちのほうでは、間違いなく子どもたちが生きていく時代は、このICTがないと乗り越えていけない。このことは、例えば、公立学校と私立学校の差が今現在あるわけですから、やはり具体的に埋めて、子どもたちに等しい教育を展開していくというのが品川区の務めだと思っておりますので、改めてICT教育の展開、それから機材の活用方法等についてご答弁をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

〔教育長中島豊君登壇〕

○教育長（中島豊君） 伊藤議員の再質問にお答えいたします。

ご指摘のように、これからの社会を生き抜く子どもたちには、このICT機器とのかかわりというのは、切っても切れないものになると考えております。学校におきましても、さまざまな教育方法の機器として、例えば、長短焦点型のプロジェクターですとか、それから、これまでデスクトップであったパソコン室のパソコンをタブレット型に変えて、教室に持ち込んで、ネットワークの中で使える環境をつくるとか、現在そういった整備に取り組んでいるところでございます。

また、推進校でのモデル的な取り組みということになりますけれども、自宅に持ち帰って自宅での学習履歴をまた教室で反映するというようなトータルネットワークの取り組みを進めている状況がございます。全ての子どもたちに同様の環境を即というのは、さまざまな課題がございます、先ほど申し上げましたように、今後研究させていただきたいと思っておりますけれども、私どもといたしましても、この時代の流れを捉えて、子どもたちにリテラシーと同時に、こういったICTの環境のもとでの学びを展開していきたいというふう考えているところでございます。

○議長（松澤利行君） 以上で、伊藤昌宏君の質問を終わります。

次に、のだて稔史君。

〔のだて稔史君登壇〕

○のだて稔史君 日本共産党を代表して一般質問を行います。

初めに、税金の無駄遣い、防災にもならない巨大道路29号線は撤回をです。

都内各地で道路裁判が起こっています。特定整備路線に関しては品川で3番目、板橋区で2件提訴され、さらに準備中も。この道路に都は28路線で3,500億円も税金をつぎ込もうとしています。これで、もたらされるのはまち壊しです。

住民は29号線認可取り消しを求め第1陣62名で集団提訴。10月6日に東京地裁の一番大きい法廷で第1回口頭弁論が行われ、約100名の参加で満席に。2人の住民から意見陳述がありましたので紹介します。「私たち一族は先代から70年以上この土地で暮らしています。近隣は親しく、生活に必要な商店、学校、医院などがあり、非常に便利です。道路計画は私たちをそこから追い出すことになるのです。見知らぬ土地に引っ越しすれば、今までの暮らしや健康は維持できなくなります」、もう一方は「この居宅は住まいのみでなく、祖母の面影を残す唯一の遺品です。父親は生涯ここに暮らしました。家族の足跡を残す柱1つ、1本のくぎ、雑草の1輪に至る全てが、いかなる補償をもっても一切あがなうことはかなわない、かけがえのない財産です」、これが29号線で生活を壊される実態です。

また、戸越公園駅周辺商店街の片側を壊し、ゆたか防災公園など大勢が利用する3つの大きな公園の大半が削られ、町会会館や図書館までなくなるところもあります。29号線は住民の生活を壊すまじ壊しだと思いませんか。29号線の計画撤回を求めます。それぞれ伺います。

区や都は29号線を防災のためと推し進めています。新潟県糸魚川市の大火は140メートル飛び火し、10か所から延焼拡大しました。道路では防げません。交通の円滑化も理由に上げますが、交通量は減っています。また大震災時の主要道路は車で埋め尽くされ、通れないことは東日本大震災で皆さんが経験したとおりです。

国は見直しが進まないため、新たに都市計画道路見直し方針を示しました。事業化された道路も見直し対象です。これを受け、区に質問すると「代替手段があると判断されたときに検討される」と答弁。29号線はすぐ近くに第二京浜という代替道路があるので見直すべきです。

燃え広がらないとされる不燃領域率70%など、予防策の充実で道路は要らなくなります。防災ならば住民を追い出し約603億円もかける29号線はやめて、住宅の耐震化、不燃化などに直接税金投入することが一番効果的です。住民の生活も壊されず、協力しやすく、税金も少なく済みます。

例えば、不燃化助成の平成28年度平均で1棟当たりの助成額は除却、不燃構造化、住みかえの合計で693万円、29号線で立ち退きを迫られる約590棟が、この建てかえ助成を受けたとしても約41億円。耐震化助成でも住宅1棟当たり3つの助成の平均額は合計で301万円、590棟耐震改修しても約18億円です。どちらも29号線の1割にも満たない額でできます。国の見直し方針に基づいて、代替手段のある29号線は見直し対象とするよう東京都に求めていただきたいが、いかがでしょうか。

住宅の除却・不燃構造化・住みかえ支援助成の対象範囲を区内全域に広げることと制度のさらなる周知を求めますが、いかがでしょうか。

道路と一緒に沿道の再開発が進められています。29号線沿道の戸越5丁目19番地でも24階建て約90メートルの超高層再開発が進められ、沿道に超高層マンションが建ち並ぶ構想です。ほとんど5階までの戸越公園駅周辺にはふさわしくありません。大手のゼネコンや不動産会社が儲けるための超高層再開発に、これまで1300億円も税金投入。一方で、国保は区の一般財源投入をなくし国保料の値上げなど、税金の使い方が歪んでいます。大手のゼネコンや不動産会社の超高層マンション事業の利益のために税金を使うのは間違っていると思いますが、いかがでしょうか。

戸越1・2丁目地区の取り組みでは、住民の持ち出しなしに低層で建てかえを実現しました。戸越5丁目19番地の超高層再開発は中止し、戸越1・2丁目地区の共同建てかえに学び、住民が望む商店街やコミュニティを生かした低層のまちづくりへの転換を求めます。いかがでしょうか。

次に、来年度からの制度改変による国保料値上げではなく引き下げこそ、厳しい取り立てやめよです。ぎりぎりの生活費から国保料で所得の一、二か月分が消え、「高過ぎて払えない」と多くの区民から

悲鳴が上がっています。さらに厳しい取り立て、差し押さえが区民を追い詰めています。命と健康を守る国保制度へ改善を求め質問します。

健康部長は、決算総括で「国保料が高いとは思わないか」の質問に「高いか低いかは感じ方の問題」と答弁しました。都道府県知事会も「国保料は負担の限度を超えている」と指摘し、厚労省も品川区の資料も「低所得者が多く、年齢層も医療費も高く、所得に占める保険料負担が重い」とはっきり述べています。感じ方の問題ではありません。

そもそも国保はどういう制度か。戦後10年余りたった1957年の厚生白書で「医療保険のない国民は総人口の32%、保険証のない国民が病気になると多額の医療費が必要となり貧困に陥る」と述べ、その2年後、国民皆保険制度としてできたのが現在の国保法です。

第1条に「社会保障」を明記。旧法の「相互扶助の精神」の文言が消え、戦前の助け合い制度から社会保障制度へと変わりました。第4条には国の責任を明記。支払い能力を給付の条件にせず、ほかの医療保険に加入できない全ての人を対象にしました。初めから国庫負担が絶対必要な制度として出発したのです。

ところが、国も、都も、区も税金投入を減らし、国保料を値上げし続けました。国保加入者の多くは低所得であり、品川でも平均年間総所得は1人138万円です。その結果、高過ぎて払えない人を多数生み出したのです。

また、65から74歳の76%が国保に加入しており、一部の人の制度ではありません。改めて、国保の構造から来る問題「所得に占める保険料負担が重い」との認識があるか伺います。この解決のために、保険料の引き下げこそすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

安倍政権が来年度からの都道府県化を進め、都の国保運営方針素案では、さらなる値上げが計画されています。これまで国保料軽減のために、区が一般会計から繰り入れてきた法定外繰り入れは、計画的・段階的に解消すべきと述べています。実施されれば、国保料はとてつもない値上げになります。

1、誰もが払える国保料にするため、国庫負担割合を大幅削減前の1984年当時まで戻すよう国に求めること。2、東京都に「法定外繰り入れは解消・削減すべき」との運営方針を改めるよう求めること。3、区が法定外繰り入れを削減しないことを求めます。それぞれいかがでしょうか。

次は、区民を追い詰め、命と暮らし脅かす取り立ての問題です。

「突然、滞納分を来年3月までに払えと何倍もの支払いを強制された」また「区が示す分納計画を了承しない限り、子どもの保険証は渡さないと言われた」などの相談が相次いでいます。品川区は収納率23区トップで都から褒賞を受けたと自慢しますが、その影で多くの区民が追い詰められています。区は、滞納整理は年度末の3月が原則と答弁。何年も前の滞納分を今年度中とする根拠は何か。支払い能力を超えた分納計画の強制はやめるよう求めます。子どもの保険証を人質にした無理な分納計画の強制はやめるよう求めます。子どもの保険証は国が通知で示すとおり、速やかに届けるべきです。無条件で郵送するよう求めます。いかがでしょうか。

あわせて子どもの均等割額の負担軽減を提案します。既に昭島市は2人目半額、3人目9割軽減、東大和市は3人目から均等割免除を実施し、市民から喜ばれています。子どもの均等割廃止を国に求めること。区独自に子どもの均等割減免制度をつくるよう求めます。いかがでしょうか。

次に、来年4月保育園入園を希望する全ての子どもを受け入れる認可保育園の増設をです。

品川区の認可保育園を希望しても入れなかった子どもは3年連続で約1,000人もいます。この理由を区は「努力を超える数の申請がある」と入園を希望する人たちのせいにしてきました。第3回定例区議

会で、区は来年4月に待機児が「私立17園の開設などでゼロになると想定している」と答弁しましたが、本当にゼロになるのでしょうか。

希望しても入園できない子をなくすには、数を正確につかむことが必要です。区は保育園に入れなかった子の9割を占める0から2歳の入園申請の増加率を前年の4.4%と見込んだと説明します。平成28年度の入園申請の増加率は12%、平成27年度は16%だったのに、なぜ4.4%なのか伺います。子どもの出生数や品川区への転入数の推移などを見込んだのですか。伺います。

入れないと思って入園申請を諦める人もいます。このような潜在的保育需要を調査したのか伺います。調査していないなら、今からでもきちんと調査するよう求めますが、いかがでしょうか。

区は0から2歳の来年4月申請数を2,944人と見込んでいますが、認可・小規模保育園の入園可能数は2,301人、今年度、認証保育園に入れたのは281人。これでは差し引き362人が認可、小規模、認証のどの保育園にも入れない、中でも1歳児は200人を超える計算です。来年4月、認可保育園にも小規模にも認証にも入れない子どもが300人以上も出るのに、なぜ待機児がゼロになる見込みと言えるのか伺います。

そもそも品川区の待機児の考え方が問題です。厚生労働省の待機児から除くものに加え、区は4月に再申請しなければ待機児に含めないのです。こんなやり方は品川区だけです。保護者はすぐに再申請しても、どうせ入れないと諦めてしまう方もいます。待機児数を少なく見せるカウントの仕方はやめて、保育園に入れなかった全ての子どもを待機児とする考え方に改めるべきですが、いかがでしょうか。

少なくとも区独自の「4月に再申請しなければ待機児とカウントしない」やり方はやめるべきですが、いかがでしょうか。

品川区総合戦略でのアンケートでは、「理想の子ども数を実現するために今後品川区が取り組むべき点、よくなってほしい点」として「保育施設など子育て支援の施設が充実する」の回答が55.7%で1位になっています。子どもが欲しいママたちの願いに応じて、保育園の増設をもっと進めるべきです。

待機児ゼロの想定は、希望する保育園と受け入れできる保育園のミスマッチがないことを前提にしています。地域ごとの需要にあった増設をするべきです。実態を見ないのでは、待機児はなくなるどころか、少子化に拍車をかけることとなります。

来年4月、保育園入園を希望する全ての子どもを受け入れられるよう、認可保育園の分園なども含めて緊急対策を行うべきですが、いかがでしょうか。「品川区子ども・子育て計画」に全ての子どもが保育園に入れるよう認可保育園の増設計画をつくるべきですが、いかがでしょうか。

最後に、タウンミーティングで区長が発言、羽田新ルートは容認ではなく反対です。

11月11日のタウンミーティングで、発言者13人中4人が羽田新ルートについて発言。区長は新ルートについて「品川区民にはデメリットしかない。国交省に行き大臣に伝えた。事務次官と審議官にも会って区民へのメリットを提示してほしいと交渉し、国交省は約束した。それを実現させることが私のとるべき道。国策ということで甘受するなら品川区にとってメリットを示してほしいと交渉している」、こう答えました。これは国策だからと羽田新ルートに容認の立場を示したものです。

区長が区民の前で公式に発言したことです。区長にお答えいただきたいと思います。品川上空を飛ぶことは「国策だから仕方がない。だからメリットを示してください」と交渉しているということは、新ルート容認の立場を国交省に既に伝えていたということか。また、これまで区は新ルートを「品川区として了承していない」と答弁を繰り返してきましたが、その姿勢も変えたということか、それぞれ伺います。

この発言は区民にとって初耳で、大変驚き、怒りを禁じ得ないと声が上がっています。この交渉は計画の推進に力のかしてきたことになり、区民と議会への重大な背信行為で、認められません。区長は新ルート容認の品川区の立場をいつ国交省に伝えたのか、それを区のどこでどのように議論して容認の立場を決めたのか、そしてなぜ交渉内容を隠し続けてきたのか、それぞれ伺います。

区長は新ルート計画を「品川区民にデメリットしかない」と言っています。区長が言うデメリットとはどういうものか、具体的に示してください。

また「国策だから甘受する」とも言っています。国が決めたことだから、区民の命と暮らしが犠牲になるのは仕方がない、甘受すべきと考えているのか伺います。

最近続発する落下物事故で区民の不安は「恐怖」へ変わっています。羽田空港へ着陸する航空機からの部品脱落は、国内線だけでも7年間で437件。また、外国機の部品脱落は報告する仕組みがないために把握もしていません。実際はもっと多くの部品が脱落しています。この外国機を含む国際線が増便され、品川上空を飛ぶことはあまりに危険です。

区は「落下物はあってはならない。予防対策を具体的に示すよう国に求めている」と繰り返します。国の示す対策は事後対策であり、これでは住民を守れません。公園で遊ぶ子ども、住宅やマンションに直撃したらどうなるのでしょうか。私は必ず落下物事故が起きてしまうと思いますが、品川区の見解を伺います。

新ルートによる区民への被害は、区長が反対表明すればとめられます。かつての浦安市、品川区で証明済みです。

浦安市では2004年、羽田空港D滑走路建設に伴い、市上空を航空機が飛行する計画が出され、市長を先頭に「私たちの真上を航空機が通過する、騒音被害は絶対に許さない」という立場で、国に対して要望・抗議・意見書の提出を行い、市独自で騒音影響の予測シミュレーションや専門家に依頼し人体への影響試算なども行い、市上空を飛行しないルートを実現させました。

品川でも上空を飛行していた際、区は航空機騒音を公害と捉え、住民意識調査も実施。1974年に空港拡張計画が出されると、区長先頭に拡張に反対し、沖合移転の要請書を国に提出。「品川区民の命と財産を守るため、航空機による災害、騒音、大気汚染を排除すること」と明確に述べ、沖合移転を実現させ、区民の安全を守りました。

自治体が問題を我が事と捉え、あらゆる取り組みを行って国に迫れば計画はとめられるという証明です。区長が反対表明をすれば計画はとめることができます。新ルート容認ではなく今こそ反対表明すべきです。いかがでしょうか。

以上で私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、保育施設についてお答えいたします。

まず、入園申請数の見込みですが、乳幼児人口の推移を考慮した上で、直近である29年度の増加率で予測しております。潜在的な需要につきましては、子ども・子育て計画策定時に調査しており、再調査は考えておりません。

次に、待機児童ですが、転園を希望して申請した方や特定の園を希望される方など、待機児童に含まない方が例年400人以上いますので、その数を除くとゼロとなる見込みです。

また、待機児童の考え方ですが、国の定義に基づくものであります。4月の申請で意向を確認し、利用希望のない場合は待機児童としないカウント方法は合理的だと考えております。

次に、緊急対策ですが、需要の増加を受けて、今年度は1,044人の定員拡大を行い、来年4月には、1,404人の拡大を予定しております。子ども・子育て計画につきましては、現在見直しを行っており、認可保育園を含めた総合的な対策により、新たな需要に対応してまいります。

その他のご質問等につきましては、各担当部長よりお答えを申し上げます。

〔都市環境部長藤田修一君登壇〕

○都市環境部長（藤田修一君） 私からは、都道補助29号線と防災まちづくり、羽田空港の機能強化についてお答えいたします。

木造住宅密集地域を燃えない、燃え広がらないまちにすることは、品川区におけるまちづくりの重要な課題の1つでございます。このために、区として建物の耐震化や不燃化を進めること、延焼遮断帯を形成すること、初期消火としての防災訓練の実施や、街頭消火器、スタンドパイプを配備することなどを重層的に展開していくことが大切であると考えています。区として特定整備路線は、安全・安心なまちづくりにおいて必要な道路であり、見直しを求める考えはございません。

次に、不燃化特区における助成等についてですが、現在、各種助成は地域危険度が高いなど、改善が急がれる区域から取り組みを行っております。不燃化特区における助成につきましては、平成32年度までの期間限定の取り組みであり、現在事業を実施している各地区へのさらなる取り組みが必要であることから、区域を拡大する考えはございません。

また、周知につきましては、引き続き、助成対象となる建物所有者への個別訪問や広報などにより積極的に行っていきたいと考えております。

次に、再開発事業についてですが、地域の課題を解決するために関係権利者が協力して事業を進めるもので、単に開発によるビルの建設や利益だけが目的ではなく、地域における望ましい市街地形成を実現するものでございます。補助金につきましては、事業の公共性を考慮し、適正に支出しているものでございます。

次に、戸越5丁目19番地区の再開発につきましては、老朽化した建物の耐震性の確保や、不燃構造とすること、狭い道路の拡幅や広場の整備などとともに、既存の商業機能のさらなる充実によるにぎわいの創出や、新たな居住者の確保によるまちの活性化をもたらす計画でございます。今後も、まちの発展とにぎわいの継続に向け、地域の皆さんとともにしっかりと取り組んでまいります。

2点目の羽田空港の機能強化についてお答えいたします。

初めに、新ルート案に対する区の立場についてですが、国からは、今後の日本の経済成長には、首都圏空港の機能強化が必要であり、特に羽田空港の機能強化は不可欠であるとの考えが示されております。区といたしましては、これまでもご答弁申し上げているとおり、国の政策として機能を強化することについては、一定の理解をしているところでございます。

区としては、メリットよりもまず、航空機による環境の変化や安全性について、区民の皆さんが不安を感じており、国としてこれらを払拭することが何より重要であると考え、これまで同様、国に対し強く求めているところでございます。

次に、デメリットについてですが、区としては、地域の方々からいただいているご意見である落下物などの安全面や騒音などの環境面であると捉えております。

次に、落下物についてですが、国は、航空事業において落下物がないよう、地域や一人ひとりの安全確保を図ることは最優先の課題であるとし、未然防止に全力を尽くすとしております。

また、11月から新たにオープンハウス型の説明会を開催し、環境影響等に配慮した方策の進捗状況な

どの説明や、落下物対策の検討状況について情報を提供しております。あわせて、落下物防止等のための新たな会議体を設置し、基準の策定などを進めていくとしております。

引き続き、区民の皆さんの不安の払拭に向け、万が一にも落下物のないよう、さらなる予防策の検討や徹底的な実行を国に求めていくことが、現段階で区として行うべきことと考えてございます。

〔健康推進部長西田みちよ君登壇〕

○健康推進部長（西田みちよ君） 私からは国民健康保険料についてお答えいたします。

まず、一般的に国民健康保険の被保険者の所得水準は、社会保険などの被保険者と比較すると低く、そのため、保険料の負担は重いとされております。

保険料につきましては、現在特別区は統一保険料方式を採用しており、独自に引き下げることは困難でございますが、法定外繰入金を投入するなど、区といたしましては、できる限り保険料が上昇しないような努力はしております。

次に、昭和59年当時とは社会状況等が異なっているために、当時の水準に戻すということは非常に困難だと考えております。しかしながら、現状の保険料の負担を鑑み、特別区長会から国庫負担の引き上げなどを国に要望しております。しかし東京都に対して、法定外繰入金の解消や削減などの運営方針を改めるように求めることにつきましては、国のガイドラインに反するため困難でございます。

なお、法定外繰入金につきましては、区といたしましては、今後も国や都の動向を注視してまいります。

次に、滞納整理についてです。保険料は本来自主納付が原則と考えておりますが、納付に応じない一部の被保険者に対しては、納付相談を通じて滞納整理事務を行っております。国民皆保険制度という相互扶助の考え方に基づき実施しておりますが、この制度が維持継続できるよう、事務の執行に当たっては、収入や資産の状況、世帯構成など、個々の生活状況を総合的に鑑みて行っております。したがって、支払い能力を超えた分納計画の強制は行っておりません。

次に、子どもの保険証につきましては、滞納者との接触の機会を設けることを目的として、窓口にとりに来ていただくようにしております。しかしながら、ご連絡なくとりに来られない方に対しては、おおむね1か月程度お待ちした後、速やかに送付しております。

また、子どもの均等割軽減につきましては、特別区長会および全国知事会からも国に求めているところでございます。区独自に子どもの均等割り制度をつくるということは、その負担をさらに一般財源で賄うことになり、非常に困難と考えております。

最後に、保険料の負担により生活が厳しい方につきましては、個々に応じた納付相談などを、窓口や電話にて、引き続き丁寧に対応してまいります。

○のだて稔史君 自席から再質問させていただきます。

まず、道路です。29号線によって、住民の生活が壊されるとは思わないかとお聞きしました。答弁がありませんでしたので、ご答弁ください。また、この道路が必要だというだけで根拠が語られませんでした。それ自体が破綻を示していると思います。こちらは防災にもならない、交通の円滑化にもならないと言っていますので、必要だという根拠を示してください。

次に、国保です。保険料は一般的に思いとの答弁でしたけれども、区の認識を伺いましたので、お答えいただきたいと思っております。取り立ては、強制はしていないとのことでしたけれども、実際に失業中の母子家庭で月3,000円ずつ払っていた人に、月4万5,000円の分納を了承しないと子どもの保険証も渡さないという対応がされている、これは支払い能力を超えた強制ではないのか伺います。

次に、保育です。4月再申請のやり方は合理的との答弁でしたけれども、希望している人を振り落とすやり方、これのどこが合理的なのか伺います。隠れ待機児を除外しては、どこにも入れない子どもをなくすことはできません。どこにも入れない子が出ないよう緊急対策を求めます。いかがでしょうか。

最後に、羽田です。私が聞いたのは、タウンミーティングでの区長の発言です。区長にお答えいただきたいと思います。区長は、国策として甘受するならメリットを示してほしいと交渉していると言いました。これは羽田新ルートを容認し、その立場を国交省に伝えたということではないのか伺います。区民の命、暮らしを守るには、区長の反対表明こそ必要です。いかがでしょうか。

〔発言する者あり〕

○議長（松澤利行君） 傍聴人は静かにしてください。

〔発言する者あり〕

○議長（松澤利行君） 傍聴人は静かにしてください。

〔都市環境部長藤田修一君登壇〕

○都市環境部長（藤田修一君） 私からは、防災まちづくりと羽田空港の機能強化についての再質問にお答えいたします。

まず、まちづくりは百年の計とも言われるほど時間がかかるものでございますが、子どもや孫の世代に燃えない、燃え広がらない、安全・安心のまちづくりを進めること、これについては、今、私たちに求められていることであるというふうに考えてございます。しっかりと防災まちづくりを進めていくことが、まちをつくり上げていくものと考えてございます。

また、地震や火災に対する防災性の向上、緊急車両の円滑な通行など、老朽化した木造住宅が密集する地域にはさまざまな課題がございます。都によって防災都市づくり推進計画、こちらのほうが立てられて、この計画の中に細かな内容については記載がございますけれども、これを少しでも早く実現するために、木密地域の不燃化10年プロジェクトが策定されたものでございます。都と連携して早期に解決していくことが重要であると考えてございます。

また、羽田空港の機能強化でございますけれども、こちらのほうにつきましては、当日のご質問のほうにメリット、デメリットというような観点もございましたので、これを中心にご答弁申し上げていたところでございます。

区といたしましては、国のほうが地域に対してしっかりと環境対策等について説明していくというふうに言っているものでございまして、これに対して、区としてその機会をしっかりと設けていくこと、これは当然のことであるというふうに考えてございます。しっかりと今後も国に対して求めていきたいという立場は変わるものではございません。

〔健康推進部長西田みちよ君登壇〕

○健康推進部長（西田みちよ君） のだて議員の再質問にお答えいたします。

今、ご紹介のあったご家庭の詳細がわかりませんので、具体的なお答えにはなりませんけれども、一般的なお答えとして、やはり、保険料の負担により生活が厳しい方につきましては、個々に応じた納付相談などを受けまして、また、保険証の交付につきましても、ご相談の上、お渡しすることはあると存じます。何とぞ一刻も早くご相談にいらして、よく相談していただきたいと思います。

〔子ども未来部長福島進君登壇〕

○子ども未来部長（福島進君） 私からは、再質問についてお答えいたします。

4月の再申請の件でございますが、一般的には12月ごろ申請され、3月には不承諾の場合、不承諾を

通知しております。その間、区外に転出される方、あるいは求職自体をやめた方、さらには認可外に入った方など多くいます。改めて4月にその人の状況を知らなければならないというのは当然であるというふうに考えております。

また、どこにも入れない人が出ないように緊急対策をとることでございますが、答弁でお答えしましたが、29年4月には、これまでで最大の1,000人を超える数、30年は1,400人を超える定員拡大を行うという緊急対策を行っております。

○のだて稔史君 まず、29号線です。緊急道路ですとか、安全・安心ということばかり言われますけれども、緊急道路は、東日本大震災では道路が車で埋め尽くされて利用できないということは言いました。必要ということばかり言われておまして、実際に、それしか語れないということは、本当に29号線が必要ではないということだと思います。

改めて住民の生活を壊す29号線の撤回を求めるとともに、住民が住み続けられ、税金も少なく住む住宅の耐震化、不燃化など、直接税金投入する対策こそ進めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、国保です。区の認識について答弁がありませんでした。これは、なぜ実態を見ないのでしょいか。負担が重いとも認めないという認識が甘過ぎます。区の認識を改めて伺いたいと思います。

取り立てについては、窓口相談に来てくださいますけれども、行っても親身に相談に乗ってくれるのではなく、払えの一点張りで追い詰める相談が寄せられているんです。支払い能力を超えた取り立てはやめるよう求めますが、いかがでしょうか。

最後に、羽田です。区長の発言についてお聞きしましたが、先ほどの答弁は、区長の発言のことについてでいいのでしょうか。区長が言ったのは、国策だから仕方がない、メリットを求めていると。反対せずにメリットを示してほしいでは容認になってしまいます。国交省に容認して伝えたのか、そうではなくて、反対表明こそ必要だと思います。いかがでしょうか。

[都市環境部長藤田修一君登壇]

○都市環境部長（藤田修一君） まず、特定整備路線、防災まちづくりについてでございますけれども、私も、これまで事業を進めてきている中で、1つの事業だけでは、やはりこの事業は解決しないというふうに考えてございます。繰り返しのご答弁になりますけれども、耐震化や不燃化、こういったものを進めること、それから延焼遮断帯を形成すること、初期消火としての防災訓練の実施や街頭消火器、スタンドパイプを配備することなど、こういった、あらゆることを重層的に展開していくことが大切であるというふうに考えてございます。

次に、羽田空港についてでございますけれども、区としては、メリットよりも、まず航空機による環境の変化であるとか、安全性について区民の皆様が不安を感じているというのが実態でございます。国として、これらを払拭することが何よりも重要であるというふうに考えてございますので、これまでと同様に、国に対し強く求めていくところでございます。

[健康推進部長西田みちよ君登壇]

○健康推進部長（西田みちよ君） 再々質問にお答えします。

保険料の負担は重い、それについては、区としても思っておりますが、ただ、その中でも、区は区なりに努力をしているということは、ご理解いただきたいというふうに思います。

それから、追い詰めるような支払いを強いているということにつきましては、決してそういうことはないと思いますけれども、よく親身に相談できるような職員の対応も努力しているところでございますので、相談には来所していただきたいというふうに思います。

○議長（松澤利行君） 以上で、のだて稔史君の質問を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後 2 時10分休憩

○午後 2 時24分開議

○議長（松澤利行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

須貝行宏君。

〔須貝行宏君登壇〕

○須貝行宏君 私、須貝行宏は、無所属品川を代表して一般質問をします。

1 つ目の質問は、欧米の地方議員はボランティアです。厳しさを増す暮らしと商売、議員も区長も身を切るべきではについて。

欧米の議員について一言申し上げます。欧米の地方議員は、ボランティアとして活動しています。日常は自営業や会社勤務などを行っています。国民の 1 人として社会で働きながら、夜間や土日に議会や委員会に出席するなどして議会活動しています。したがって、多くの国民から感謝されています。日本も変わらなくてははいけません。

では、質問に入ります。安倍内閣は12か月連続で「景気が回復し改善している」としています。理由は、株価が上昇し、企業収益が増え、雇用状況も改善しているからだということですが、実態は賃金が伸び悩み、消費は力強さを欠くなど、景気回復の実感には乏しいままとなっています。

景気が回復し改善しているなら、なぜ、消費は増えないのか。なぜ、みずほや三菱UFJなどの大銀行がリストラをするのか。なぜ、商店は閉店や廃業が増えたり、安売りをするのかとても不思議です。国民に見せかけの景気動向を示すべきではありません。安倍政権は、日本経済の景気回復とデフレ脱却に向け、この 5 年間に数十兆円の資金を投入しました。日本銀行も、全ての国債の 4 割近くの国債を購入し、流通するお金を大量に増やし円安に誘導しましたが、物価は上がらず、大半の勤労者の賃金も上がりませんでした。

そして、次にマイナス金利の導入など、異常な金融緩和策をして、貸し出し金利も最低にしましたが、デフレ脱却と景気回復はできませんでした。さらに日銀と公的年金は、株価が下がらないように、日本株を大量に継続して購入し、株価の上昇を支援して、今では大企業1,000社の大株主になるなど、異常な株価操作をしています。こんな国はありません。以前のように、国が株を持たなくなれば、株価は一気に今の半分に下がるはずですが。

このように異常な金融緩和や株価の買い支えをして、あたかも景気が回復したように見せかける操作を国家がしていますが、とんでもないことです。まさに国が金融バブルをつくり上げているのです。企業は円安の為替差益により、輸出型産業に大きな利益をもたらしたものの、株価の上昇による見せかけ資産や円安による利益が増えただけで、本業の利益は少ないため、それを設備投資や賃金上昇へ回すことはできずに、内部留保である貯蓄に回しています。このように、金融政策に頼る景気対策であるアベノミクスは見事に失敗しました。

一方で、非正規雇用や正規雇用などの低所得者層や大企業の一部に、賃上げが進んだものの、大半の勤労者の賃金は増えていません。そして、世の中にあふれ出たお金の向かった先が、主に不動産業、建

設業、金融関係と輸出型企業で、大半の国民には恩恵がないばかりか、急激な所得格差を生みました。

今、年金受給者や非正規雇用者などの低所得者層はますます増え続けていて、円安等による物価高や増税や社会保障などの将来への不安から、国民は買い控えや節約志向を強めています。

特に、25から34歳の非正規雇用者の3割近くが低賃金層であり、世帯主が40代で年間所得が300万円未満の世帯が増え続けているため、若い世代の消費の落ち込みが深刻です。したがって、若い世代に支えられてきたアパレル業界や外食産業、スーパー、コンビニもリストラや大量閉店が相次ぐ中、値引き販売をするなど、企業は厳しい経営を強いられています。

消費の低迷とともに、企業は国内企業や海外企業との販売コスト競争に追われるため、低賃金の非正規雇用者に依存してしまうので、賃金は伸びるはずがありません。今や非正規雇用は労働力全体の約4割以上を占めています。

さて前述のように、現在、非正規雇用者、正規雇用者、年金受給者などの低所得者層は、より厳しい家計状況に追い込まれています。そして大半の区内産業の経営は厳しくなっています。このように国民生活が厳しい暮らしが長く続いている中で、東京都は都知事自身が給与削減を果たし、都議会議員の給与や経費も削減しています。

国も国民生活が厳しい上に、1,070兆円の借金があるならば、国民の代表である国会議員は、自ら身を切る改革を実行し、議員数の削減や給料や経費を減らすべきで、この借金を子孫に引き継ぐべきではありません。

そして区長と区議会議員も同様で、選挙で選ばれ、区民の代表として区政を託されている以上は、政治家には責任があります。また区長と区議会議員の給与はまた上がるようですが、少なくとも区内経済や区民の家計が明るさを取り戻すまでは、給与を増やすのではなく、給与や経費を減らすなど身を切るべきです。そして議員数も削減するべきです。

経済政策が失敗したり、無駄を生んだり、莫大な借金をつくっても、政治家は責任をとりませんし、何の罰則もありません。民間なら給与カットは当たり前、さらに辞職や辞任をさせられますが、国民の代表者は何も責任をとりません。こんな対応は、国民感覚では理解できません。

区長、今、物価の高騰、消費税等の増税に加え、年金受給者や非正規や正規などの低賃金で働く低所得者層が増加しています。そして減り続ける年金や、さらにマイナス金利などにより、国民の実質所得は下がり続け、区民や中小零細企業は大きな負担増を強いられています。そしてこれに対処するため、国民は買い控えや節約をしたり、設備投資を抑えたり人件費を削減したりして、耐え忍んでいるのです。これでは消費が伸びるわけはありません。

質問します。区長、このような区民の暮らしや商売は厳しさを増しています。ならば、区民から選ばれた区長も、議員も、責任を感じて、給与や経費を削減するべきではありませんか。身を切るべきではありませんか。区長のご見解をお聞かせください。

2つ目は、介護の崩壊、介護従事者の低賃金の改善について。

厚生労働省は、2025年には現在約800万人いるとされる団塊の世代が後期高齢者になると、実に、合計で3,500万人となり、国民の4人に1人は75歳以上の後期高齢者という超高齢化社会に日本は突入します。そしてこれから介護が必要になる人は100万人増えますし、認知症高齢者数も500万人から700万人に急増し、10兆円の介護保険財源は、2025年には倍の20兆円になると国は想定しています。

したがって、急激な高齢化により、医療・介護・福祉サービスの整備が急務である一方、年金給付などの急増もあるため、社会保障財政の破綻とともに、介護の崩壊も懸念されています。

特に介護の問題は、財源不足だけではなく、人材不足も大きな問題です。今まで介護業界は慢性的な人手不足に陥っていますが、この先約80万人の労働者が必要だと言われています。しかし、介護士の養成学校は、全都道府県において定員割れを起こし、廃校も相次ぐなど、新たな人材育成はますます厳しくなっています。

さらに資格をとっても、介護職につかず他の職種に勤めてしまう「潜在介護士」も増えています。また介護職は離職率が高く、短期間でやめる方が多く、介護を受けたい方や介護施設は増える一方なのに、逆にますます不足し、介護需要に追いつきません。したがって、このままだと2025年には介護を受けたくても受けられない介護難民が大勢あらわれます。いわゆる介護の崩壊の始まりです。

そのため、国では在宅介護を盛んに勧めています。在宅はそばで見守り続ける家族に負担がかかります。中には親などの介護のために会社をやめて破産に追い込まれたり、老老介護で精神的にも肉体的にも疲れ果てて、家庭崩壊が起きたりしていますので、安心して長時間面倒を見てくれる居場所はどうしても必要です。

では、なぜ人材が集まらないのでしょうか。それは介護の世界が世間では4Kと言われ、「きつい労働」「給料安い」「危険」「汚い」のほかに、腰痛、ストレスとの闘いなど過酷な労働環境にあるからです。

1つ目は、介護職は勤務の時間的拘束が長いことです。介護施設の夜勤は毎週2回、その勤務時間は12時間から14時間、1人で30人の利用者に対応することもあります。そして夜中に何かトラブルが起きれば一睡もできません。さらに昨今、残念なことに、介護士による利用者への虐待や殺人等による不幸な事件の発生が話題になっていますが、逆に職員に対する利用者からの暴言、暴力も見逃せません。突然たたかれたり、泥棒扱いされたり、肉体的、精神的なダメージは計り知れません。また、介護ケア中に起こす腰痛やストレスから来る病気を発症するなど、大変きつい仕事です。

2つ目は、他の職種と比較するとかなり低賃金であることです。平均年収は300万円で、月額の手取りで20万円ぐらいしかなく、経験を積んでもあまり増えません。特に、訪問介護については、ヘルパーの移動時間は賃金として算定されていないのが現状です。

3つ目は、インフルエンザなどによる集団感染や、寄り添う介護職も感染リスクがあります。さらに転倒、骨折などの危険度が高く、人の命にかかわる仕事であることです。

4つ目は、トイレ介助や食事等の際に汚れた身体的なお世話をすることです。

このように重労働の割には、仕事の内容に見合わない低賃金なので、熟練で年収500万円はあるべきで、その財源は、全国民にかかわることなので、消費税と所得に応じた介護保険料を充当するべきだと思います。「介護は心」と言う方もいますが、幾ら「人のため、社会のために役立つ仕事がしたい」と思っているとしても、業務内容的に、決してボランティアでできる仕事ではありません。たとえ、やりがいがある仕事でも、介護で暮らしていけない、結婚もできない、体みもとれない、こんな状況は早急に改善しなくてははいけません。

今まで資金的余裕がなかったり、受け入れ先がなかったりして、介護を受けられない方が増えて介護崩壊が始まっていますが、2025年には資金があって、介護を受けられない介護難民が大量にあられると思います。これ以上、介護崩壊が起きないように品川区は対応するべきです。

今のままでは若者が、介護業界に定着するわけはありませんし、定着しなければ介護業界に未来はありません。そのためには、重労働に見合うように給料を上げたり、保育士と同様に、介護従事職員のために宿舍の借り上げに係る費用の一部を助成したりするなど、できることはやるべきです。

質問します。既に未来の介護を支える若者の介護職離れが急速に進み、人材不足から介護難民が生まれ介護の崩壊が始まっています。賃上げしかありません。介護従事者が生活を維持できるように、低賃金を改善し、介護士の人手不足の解消に向けて早急に取り組むべきだと思いますが、ご見解をお聞かせください。

3つ目は、私立と公立と違う教育、教員人事権を都から品川区に移譲せよについて。

文献の一部を引用させていただきますが、品川区内の公立小中学校の教員の身分は区の職員ですが、実際の採用・異動・処分などの教員の人事権は東京都教育委員会が持っています。これは、公立小中学校教員の給与の3分の1を国、残り3分の2を都が負担し、区は一切を負担していないという教員給与負担の仕組みによるものです。つまり公立小中学校の教員には、形式的には区の職員、実質的には都の職員という2つの顔を持っています。

これによって東京都は、都内全体にわたる広域人事を行うことが可能になり、区市町村や地域ごとに教員の質にばらつきが出ることを防いで、義務教育の質の均等化を図っています。また、教員人事権にあわせて、クラスの人数を何人にするかという学級編制権、どの区に何人の教員を配置するかという教員定数に関する権限も東京都が持っています。

ところが、近年になって都道府県による広域人事への批判が高まってきました。その理由の1つ目は、地方分権化への流れです。これ以後、東京都と品川区を例に挙げますが、実際に教員が勤務している品川区立の学校であるならば、権限と責任を明確にするため、その人事権も品川区が持つべきだという主張が大規模自治体を中心として高まってきたことです。

そして、2つ目は特色ある学校づくりの推進、学校選択制の導入など、各自治体による独自の教育改革が進められるようになったことです。今は、都の人事異動方針に基づいて転勤を繰り返すため、どうしても勤務地の学校は「通過地点」という感覚が強くなり、教員の意識が独自の教育改革の妨げになっていると批判する意見が出てきたことです。

これらの批判を受けて、大阪府が5つの自治体に教員人事権を移譲しました。理由は、地方分権をより一層推進する観点から、義務教育の実施主体である市町村の権限と責任を明確にするためでした。品川区に置きかえれば、品川区に勤務する教員人事権は区が持つべきで、その責任を明確にするということですが、このことに対しては文部科学省も同様な判断を示しています。

既に、民間の私立小中学校では当たり前のように、教員人事権を持っていて学校教育を実施しています。なぜ、区は人事権移譲を都にお願いしないのでしょうか。これでは先進的な教育を進めているとは言えません。教員は子どもの手本であり、人間形成に大きな影響を与えます。学校教育の善し悪しは教員により決まります。独自の教育制度を進めるなら、人事権をしっかり持ち、区が必要とする教員を集めたり、その教員を教育したりするべきだと思います。

民間の私立学校では、基本的に教員の異動はありません。したがって児童・生徒の指導に集中でき、一貫性があり、先生の責任感も強いと感じる保護者が多いようです。そして、公立のように途中で先生が転勤するということが少ないため、卒業後も先生とは長いお付き合いができますし、見守り続けることができます。しかしその反面、教え子に対する責任ある指導をしなくてはならないので、子どもたちを指導する覚悟も必要になります。

しかし公立学校の教員は、品川区に人事権がないので、数年ごとに転勤があります。したがって、(1)定期的に人事異動があるため勤務地や勤務校に対する愛着が薄い、(2)人事権のある都ばかりを見ていて区を無視している、(3)どうせ数年で異動するのだからと問題を先送りしたり、「通過地

点」という感覚が強くなり、教員の意識が独自の教育改革の妨げになったりするような体質があるなどと、教員の人事異動にまつわる不満や疑問を持つ保護者は少なくないようです。

ところが、今日、学校ごとに個性や特色のある教育が求められる時代になって、公立小中学校の教員は、広域である東京都全域の人事異動を前提に、公教育全体を担う存在ではなく、そもそも「我が校の先生」「我がまちの先生」として、特定の学校や地域のために尽くす存在であるはずだという批判が生まれ、教員人事権のあり方の弊害が指摘されるようになりました。

さて、品川区は義務教育学校制度や小中一貫教育制度を立ち上げてきましたが、これからこの新たな教育制度をつくり上げていかなければならないのに、教員が数年ごとに区外に転勤するのでは、できるはずがありません。民間会社でも自分の会社にずっと長く勤めて、そして、その中で職員を教育、指導して、1つのプロジェクトが成功していくのです。

ですが毎年多くの教員が出入りし、異動しています。多くの先生が品川区から転出すると、また多くの先生が品川区に転入してきます。転入してくると、区はまた一から区独自の教育制度を教えることを繰り返していきます。毎年この繰り返しの連続ですが、この無駄な投資を一体いつまで続けるのですか。教員研修をやる時間があったら、もっと子どもたちと向き合える教育ができるはずだと思いますが、いかがですか。

また、区としては、区が必要とする教員を集めたり、区の方針、これからつくり上げる品川区独自の教育に向き合っただけの教員を養成することが、私は必要ではないかと思います。

質問します。同じ教員がその子どもを一貫して長く見られることが一貫教育ではないのですか。毎年教員が入れかわり、指導に一貫性が持てない今の仕組みは早急に変更するべきです。東京都から教員人事権を移譲させ、新しい教育制度を確立しませんか。そして、品川区に骨を埋める覚悟を持った教員を集めませんか。ご見解をお聞かせください。

以上で、須貝行宏の一般質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、特別職の報酬等についてお答えをいたします。

特別職の報酬等は、報酬等審議会において審議され、議会の議決を経て、条例をもって定められております。また、経費につきましても、必要最小限の経費を予算計上し、執行しているところであります。

区長の給料月額につきましては、特別職報酬等審議会の答申を受け、平成17年度、21年度、25年度と3回にわたって減額改定を行っております。

次に、区議会議員の経費等につきましては、区議会の自立性の観点からも、まずは区議会においてご検討いただくことが適当であると考えております。

その他のご質問等につきましては、各担当部長よりお答えを申し上げます。

〔福祉部長永尾文子君登壇〕

○福祉部長（永尾文子君） 私からは、介護従事者の低賃金の改善に関するご質問にお答えいたします。

介護職員の賃金につきましては、国が定める介護報酬単価等に基づき、各運営法人の経営方針により決められております。国において、介護人材確保は大きな課題と捉えており、処遇改善加算等により改善が図られているところです。

また、各運営法人においても、夜勤シフトの工夫や装着型介護ロボットの試験的導入を行うなど、日ごろより処遇面の向上に取り組んでおります。区といたしましても、各法人との連携を密にし、運営支援や処遇改善に資する取り組みをしている法人に対して、財政的な支援等を行い、継続的に区民サービ

スの向上に努めているところでございます。

〔教育次長本城善之君登壇〕

○教育次長（本城善之君） 私からは、教員の人事についてお答えいたします。

まず、一貫教育とは、小学校から中学校への円滑な接続を図るため、それぞれの教員が共通の教育観を持ち、9年間の系統的な学びを通して、確かな学力や豊かな人間性を育む教育のことでございます。

1人の教員が長きにわたり、子どもの卒業後も成長を見守ることのよさがありますが、一貫教育は、学校が組織的、継続的に行うものでございます。

次に、人事権の移譲についてです。本区といたしましては、これまでも都に移譲を求めてきたところですが、都は、都内全域の教育水準等の確保のため、広域人事による教員の適正配置や人事交流が必要であるという考えを維持しております。そのため、実現が困難な状況にありますが、今後とも他区と連携を図りつつ、人事権移譲を都に働きかけてまいります。

最後に、本区におきましては、平成21年度から高い志と区に対する強い愛着を持つ固有教員を採用しており、現在24名が、それぞれの職層で活躍しているところでございます。「ずっと品川区の先生」である固有教員には、これからの品川教育を力強く担っていってくれることを多いに期待しております。

○須貝行宏君 自席より再質問させていただきます。

先ほど、区長さんからお話がありました。身を切る改革について、区長さん側から云々する話じゃないということですが、私は全国の自治体を見まして、首長自らが率先してやはり身を切る、議員にも身を切る提案をしています。私は、そういうことをもう考える、首長が言っていく、そういう時期に来たんじゃないかと思っておりますので、これはしっかり今後も検討していただきたいと思っております。

そして次に、介護の問題です。介護現場は悲鳴を上げています。これはもう部長もご存じだと思います。そして施設へ行けば、介護の出入りが激しいです。あれ、あの人がなくなっちゃった、こんな状況でいいのでしょうか。

介護職では若者が暮らしていけない現実、若者が集まらない仕事や働きたくない職場、こんなものは私は改善しなきゃいけないと思います。失敗だと思います。我が子ならば、誰でも保護者は思うんじゃないですか。ここへ勤めさせていいんだらうか、この子たちの未来は大丈夫なんだらうか、私はそう思うんです。ぜひとも、やっぱり処遇改善、そして賃金改善を私は国に訴えていただきたいと思うんですが、もう一度ご答弁をください。実態はもっと過酷なものだと思っております。

そして、教育です。教育長は日ごろより独自の教育改革を進めるには、教員の意識改革が必要だと日ごろから言っています。教員の意識改革、でも、次々に人が変わる、そして、それで意識改革がいつできるのか、きちんと研修したら、養成したらまたいなくなる。これだったら民間の私立学校のほうがいいじゃないですか。私は、何かそれは早急に改善しなきゃいけないと思う。

やっぱり、私立、公立、どっちでもうちは品川区として、公立学校として、しっかり子どもたちの教育を確立しているんだと。そして、子どもたちに向き合える教育をしっかりしているんだと、そういう姿勢が必要だと思うんですが、その辺についてもう一度ご答弁ください。

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 須貝行宏議員の再質問にお答えを申し上げます。

再質問においては、区議会議員の給与について、これを減額するよう区長が行うべきだというご意見かもしれませんが、やはり何と言っても、特別職の報酬というのは審議会で審議され、そして議会で議決されるというのが順序でございます。もしどうしても区議会で、自分たち議員の給与を下げたいとい

うことであれば、まずは区議会でそのようなことを諮るべきだというふうに思いまして、区長が区議会の報酬について、じかにどうこうするべきものではないと考えております。以上です。

〔福祉部長永尾文子君登壇〕

○福祉部長（永尾文子君） 私からは、介護従事者の低賃金の改善に関する再質問にお答えいたします。現場のほうの悲鳴、やはり私のほうにも届いているケースがございます。ただ、区といたしましては、それぞれの事業者の連絡会を定期的にかけておりまして、その中で事業者がどのように離職を防止しているのか、職場環境をよくしているのか、そういうじかのお声を聞いております。

その中で、区も一緒になって、じゃ、どこを改善しようかというところでは、例えば、過度な勤務は避けるということで、休憩時間を徹底したり、有給休暇をきちんととれるようなマネジメントをきちんとするというところだったり、あとは職員間の風通しをよくするとかそういうことを、法人と区とでも話し合いながら、よりよい方向で環境の整備を整えております。

賃金の直接の増ということになりますけれども、増をするというのはなかなか難しいもので、実は、いろいろなところに影響が出てきてしまいます。利用者の負担も増えてしまうし、また国と区の負担も当然増えますけれども、保険料にも影響が出てくるというところで、そういうことを総合的に考えながら、国のほうで現在検討を行っておりますので、区といたしましては、その国の検討も見ながら、区としてできることを、いろいろなアイデアを生かしながら、続けていきたいというふうに考えております。

〔教育次長本城善之君登壇〕

○教育次長（本城善之君） 私からは、教育に関する再質問についてお答えいたします。

まず、品川の教育として、独自の教育を進めているからこそ、先ほども申し上げましたとおり、この間一貫して教員の人事権の移譲を求めているところでございます。ただ、現実として、そのようななかなかない中におきましても、目の前にいる子どもたちに対して、最善の教育を実施するために、一貫教育ということ、この間継続して推進してきたところでございますが、その一貫教育を推進するために、単に個人の人によるものではなく、例えば、市民科という独自の強化を推進し、その推進においては、独自の教科書を作成する等、さまざまな組織的な体制を整える中で、教育の質の充実に、この間一貫して努めているところでございます。

○議長（松澤利行君） 以上で、須貝行宏君の質問を終わります。

これをもって、一般質問を終わります。

この際、ご報告いたします。

区長から、請願・陳情の処理経過および結果の報告、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分報告1件、監査委員から、平成29年8月および9月各月末日現在における出納検査の結果について、特別区人事委員会から、職員の給与等に関する報告および勧告、以上の書類が提出されましたので、これを受理し、お手元に配付してあります。

なお、特別区人事委員会から提出されました職員の給与等に関する報告および勧告につきましては、10月11日付をもって、既に皆様のお手元に配付済みであります。

次に、日程第2から日程第7までの6件を一括議題に供します。

日程第2

第72号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第3

第73号議案 品川区立従前居住者用住宅条例の一部を改正する条例

日程第4

第74号議案 第二戸越幹線整備工事（下水道本管立坑整備）請負契約

日程第5

第75号議案 指定管理者の指定について

日程第6

第76号議案 指定管理者の指定について

日程第7

第77号議案 大井一丁目地内特別区道路線の認定について

○議長（松澤利行君） 本件について説明願います。

〔副区長桑村正敏君登壇〕

○副区長（桑村正敏君） 第72号議案、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、非常勤職員の育児休業の期間について、これまで子が1歳6か月に達する日までとしていた期間を2歳に達する日までとするほか、規定を整備するものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第73号議案、品川区立従前居住者用住宅条例の一部を改正する条例について。

本案は、密集住宅市街地整備促進事業を推進するため、現在、建てかえ工事を行っている中延一丁目区営住宅に併設して、新たな品川区立従前居住者用住宅を設置するものであります。

施設の名称は品川区立ソレイユ中延、所在地は品川区中延一丁目10番12号、戸数は31戸であります。このほか、従前居住者用住宅の使用料の限度額および使用区分を見直すものであります。

本条例は、平成30年3月1日から施行するものであります。

次に、第74号議案、第二戸越幹線整備工事（下水道本管立坑整備）請負契約について。

本案は、戸越地区および西品川地区における浸水被害の軽減を図るため、第二戸越幹線を整備することから、西品川公園内に立坑を築造する工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は10億9,620万円、契約の相手方は中央区日本橋小網町7番2号、不動テトラ・浅川建設共同企業体、代表者、株式会社不動テトラ東京本店常務執行役員本店長木下昇で、支出科目等は平成29年度一般会計、平成30年度から平成32年度まで債務負担行為であります。

なお、工期は、契約締結の日の翌日から平成32年6月25日までとし、工事の概要は別添図面のとおりであります。

次に、第75号議案、指定管理者の指定について。

本案は、品川区立荏原平塚総合区民会館の管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は、公益財団法人品川文化振興事業団で、指定期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間であります。

次に、第76号議案、指定管理者の指定について。

本案は、品川区立区民住宅ファミリーユ西五反田西館およびファミリーユ西五反田東館の管理を行わせる

ため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は、株式会社東急コミュニティーで、指定期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間であります。

次に、第77号議案、大井一丁目地内特別区道路線の認定について。

本案は、大井一丁目南第1地区第一種市街地再開発事業における区画道路網の整備に伴い、別添図面に示すとおり、特別区道路線を認定するものであります。認定する新たな路線の位置は大井一丁目地内で、延長は101.58メートル、幅員は6.00メートルから7.12メートルまで、面積は630.37平方メートルであります。

以上で6議案についての説明を終わります。

何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松澤利行君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

なお、第72号議案、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員法第5条第2項の規定により、あらかじめ人事委員会の意見を徴しております。回答はお手元に配付の文書のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

日程第2および日程第4の2件につきましては総務委員会に、日程第3、日程第6および日程第7の3件につきましては建設委員会に、日程第5につきましては区民委員会にそれぞれ付託いたします。

次に、日程第8を議題に供します。

日程第8

請願・陳情の付託

○議長（松澤利行君） 期日までに受理いたしました請願・陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

なお、同表の特別委員会付託分にあります平成29年請願第13号、第14号および第21号の3件につきましては、行財政改革特別委員会に付託いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。よって、文書表の特別委員会付託分のとおり、平成29年請願第13号、第14号および第21号の3件につきましては、行財政改革特別委員会に付託することに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

委員会審査のため、11月28日まで休会といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

次の会議は11月29日午前10時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

○午後3時11分散会

議長 松澤利行
署名人 本多健信
同 つる伸一郎